

医療コンテナの活用に関する手引き

令和5年3月

(令和5年7月一部追記)

内閣官房国土強靱化推進室

－ 目次 －

第1章 医療コンテナの概要	1
1. 医療コンテナとは	1
2. 医療コンテナの特徴	2
第2章 医療コンテナの活用方法	3
1. 災害時における活用方法	3
2. 感染症医療対応における活用方法	7
3. 平時における活用方法	8
第3章 医療コンテナ等の設置・運用	9
1. 医療コンテナの輸送・設置等	9
2. 医療コンテナに必要な設備	9
3. 医療コンテナの運用に必要な手続き	10
第4章 我が国における医療コンテナの導入状況	12
1. 災害医療分野	12
(1) 岩手県立大槌病院	12
(2) 日本赤十字社・大阪赤十字病院	14
(3) 陸上自衛隊	17
2. 感染症医療分野	19
(1) さいたま市民医療センター	19
(2) 北上済生会病院	21
第5章 医療コンテナの導入・活用にあたってのQ&A	24





第1章 医療コンテナの概要

1. 医療コンテナとは

医療コンテナは、コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種として位置付けられ、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別されます。

本手引きでは、医療資機材の運搬に用いるものだけでなく、コンテナ内で医療行為を行うものを対象としています。

表1-1 医療コンテナの例

設置型医療コンテナ	移動型医療コンテナ
岩手県立大槌病院 フラットパックコンテナ	東千葉メディカルセンター CoMU® (Container Medical Unit)
	
北上済生会病院 オフグリッド型簡易陰圧PCR検査室	陸上自衛隊 野外手術システム
	

2. 医療コンテナの特徴

医療資機材をコンテナにあらかじめ搭載し、モジュール化している医療コンテナは、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略することができることから、医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能であり、コンテナ内で対応できる診療機能として、診察や検査、創処置、小外科手術等が考えられます。

また、コンテナは、表1-2に示すように、プレハブやテントと比較しても気密性、清浄性など多くの利点を有し、隔離性にも優れています。そのため、院内感染予防を図る上でも有効であるとの考えから、今般の新型コロナ対応目的で、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されています。

さらには、給水・電源装置等の他、医療機器や検査機器を搭載することにより、平時はもとより、災害時には、ダメージを受けた医療機関におけるさまざまな医療機能の補完や避難所の巡回診療の支援等に活用することが可能です。

表1-2 医療コンテナとプレハブ、テントとの機能比較

	医療コンテナ		プレハブ	テント
	設置型	移動型		
モジュール性	◎	◎	△	△
気密性	◎	◎	○	△
清浄性	◎	◎	○	△
耐久性、堅牢性	◎	◎	○	△
耐候性	◎	◎	○	△
機動性	○	○	△	◎
輸送性、可搬性	○	◎	△	◎
拡張性	○	○	◎	◎
隔離性、プライバシー	◎	◎	○	△

【凡例】 ◎:特に優れる点, ○:優れる点, △:弱点

第2章 医療コンテナの活用方法

医療コンテナは、これまで東日本大震災(平成 23 年)や熊本地震(平成 28 年)等の災害時をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、また大規模イベントにおいては、G7 伊勢志摩サミットや G20 大阪サミット時等における現地での医療体制確保等に活用されています。

本章では、これまでの活用事例も踏まえ、医療コンテナの活用が有効と考えられる用途等について記載しています。

1. 災害時における活用方法

災害時に想定されるさまざまな医療行為等ごとに見た、医療コンテナの適用可能性・優位性は以下のとおりです。また、プレハブ、テントと比較した一覧表を表2-1に示します。

(1) トリアージ・診察

トリアージや診察には、機動性の高さから一般的にテントが活用されてきましたが、コンテナは気密性・清浄性に優れていることから、トリアージ・診察に適しています。また、気密性・清浄性を活かして、処置室としての活用も有用です。

(2) 経過観察

医療コンテナは、気密性・耐候性に優れていることに加え、空調設備の搭載が可能であることから、特に熱中症、外傷、低体温患者等、体温管理が必要な患者の経過観察に有効です。

(3) 検査

医療コンテナは、検査機器(エックス線検査、CT 検査、血液ガス分析、検体検査、生理学的検査等)を搭載し、モジュール化することが可能です。

(4) 小外科手術

医療コンテナは気密性や清浄性に優れることから、水や電気を供給できるシステム等の搭載により、創洗浄や創処置、手術を行うことが可能です。この他、骨折の創外固定、胸腔ドレインの入れ替え等を行うことも可能です。

(5) 助産救護

医療コンテナは隔離性やプライバシー確保の面で優れていることから、助産救護等の婦人科診療に適しています。

(6) 透析

医療コンテナは、CHDF(持続的血液濾過透析)を行うための装置を搭載することが可能であり、クラッシュシンドロームが疑われるものの、搬送に時間を要する場合や搬送が困難な場合における活用が考えられます。

また、浄水を大量に供給・排出できる装置を搭載することにより、通常の血液透析も可能です。

(7) 指揮所

医療コンテナは、医療機器に限らず通信機器や患者のモニター等についてもモジュール化できるため、指揮所として活用することも可能です。この場合、無線機、衛星通信機器、無線 LAN 等の通信機能を調べておくことが必要です。

また、空港格納庫等を活用した SCU(広域医療搬送拠点)や、学校等を活用した救護所では、騒音により医療従事者間の会話が聞き取れないこと等の課題も生じていますが、隔離性に富み、内部の静寂性を保つことができる点からも、医療コンテナは有効です。

(8) 医療従事者の宿泊・休憩スペース

災害時は医療従事者の宿泊・休憩スペースが確保されず、床等で休憩を強いられるケースも報告されていますが、医療機能の維持の点から医療従事者の休憩場所の確保は重要であり、機密性に富み、空調設備も搭載可能な医療コンテナの活用は有効です。

表2-1 医療コンテナとプレハブ、テントとの用途別比較

		医療コンテナ		プレハブ	テント	医療コンテナの 優位性	
		設置型	移動型				
診断	超急性期のトリアージ	○*	○*	×	◎	気密性・清浄性	
	SCU 等での二次トリアージ	◎*	◎*	×	○	気密性・清浄性 耐久性 モジュール化	
経過観察	経過観察 (SCU 等)	◎	◎	○	○	気密性・清浄性 耐候性 モジュール化	
検査	検体 検査	検体採取	◎	◎	◎	○	気密性・清浄性
		検査	◎	◎	◎	○	モジュール化
	エックス線検査	◎	◎	×	×	モジュール化	
	CT 検査	◎	◎	×	×	即時起動可	
	超音波検査	◎	◎	◎	○	耐久性	
治療	小外科手術(創洗浄、創処置、手術) 処置(止血、骨折の創外固定、胸腔ドレーン)		◎	◎	◎	○	気密性・清浄性 モジュール化
	透析	HD(血液透析)	○	○	○	×	モジュール化 耐久性
		CHDF(持続的血液濾過透析法)	◎	◎	○	○	モジュール化
	助産救護		◎	◎	○	×	気密性・清浄性 モジュール化 隔離性・プライバシー
その他	受付機能		○	○	○	◎	
	指揮所(通信機器設置)		◎	◎	○	○	モジュール化 隔離性・プライバシー
	医療資機材輸送、保管 投薬・処方、薬剤補完		○	◎	×	×	モジュール化 耐久性
	医療従事者の宿泊・休憩 スペース		◎	◎	○	×	モジュール化 隔離性・プライバシー 耐久性 耐候性
	犠牲者の遺体安置 身元確認(検死)		◎	◎	○	○	気密性・清浄性 隔離性・プライバシー
	水・ガス・電気の供給		◎	◎	○	○	モジュール化 即時活用可

【凡例】 ◎:望ましい, ○:対応可能, ×:難しい
※:あらかじめ設置することで活用可能となるもの

また、災害のフェーズ別にみた適用可能性は以下のとおりです。

(ア) 超急性期(発災直後～72時間)

超急性期における活用場所としては、主として救護所や SCU(広域医療搬送拠点)が考えられますが、コンテナは被災地への輸送を要するため、被災時の道路事情を考慮すると、超急性期からの活用は困難です。ただし、SCUのようにあらかじめ活用が想定される場所に設置しておくことや、輸送機等で輸送することにより、超急性期からの活用も可能となります。

a) SCU(広域医療搬送拠点)としての活用

SCUは、被災地内から外へ搬送される患者を受け入れ、広域医療搬送を行うための拠点となる臨時の医療施設です。施設は、空港の格納庫や消防車庫、駐車場等に設置され、拡張する場合には格納庫等の外部にテントを設置して対応しています。

東日本大震災をはじめ、これまでの災害における SCU 運用上の課題として、搬送対象の患者が SCU に滞留し、病状が悪化することが指摘されていることから、SCUにおいても一定の医療機能を有する必要があると考えられています。

どのような医療機能が必要となるかは、SCUの周囲にある患者の受入可能な病院の有無により異なりますが、患者の受け入れが可能な病院が少ない場合や、病院が壊滅的な被害を受けることが想定される場合には、再トリアージや安定化処置等の活用に加え、ある程度の期間 SCU にとどまることを想定し、適切な環境での経過観察や安定化以上の治療もできるモジュールの設置が想定されます。

以上を踏まえると、トリアージのための患者収容や診察室、検査(CT、エックス線、超音波その他検体検査等)、治療(応急処置、小外科手術、透析)が可能なモジュール等の活用が考えられます。

・ トリアージ、診察、経過観察

現状は、格納庫等の地面に簡易ベッドを展開してトリアージを行っていますが、特に夏場・冬場等の外部環境が厳しい場合では、医療コンテナの活用が有効です。

・ 検査

コンテナにさまざまな検査機器をモジュール化することで、それぞれの機器に応じた検査の実施が可能となります。現場で検査を行うことにより、トリアージの判断材料を増やすことができます。

・ 治療(応急処置、小外科手術、透析)

医療コンテナの活用により、患者の容体安定化を目的とする治療を清潔な環境下で処置することが可能となります。

- ・ 遺体安置

SCU に搬送された後に死亡するケースもありますが、プライバシーが確保されているコンテナは遺体の安置所としても活用が可能です。

b) 医療救護所としての活用

災害が発生すると、さまざまな重症度の患者が発生し、地域の医療ニーズが急激に高まるため、災害拠点病院をはじめとした重症患者の診療を請け負う役割の病院に軽症患者が大量に集まり、災害拠点病院等の診療機能が低下することが懸念されます。医療の適切な配分を行うため、小学校や駐車場、災害拠点病院周辺等のスペースに医療救護所を設置し、軽傷者の診療やトリアージ等を行う際において、医療コンテナの活用が考えられます。

(イ) 急性期以降(72時間～)

急性期以降では、道路状況の改善や各種輸送手段の回復が見込まれることから、医療コンテナの輸送性の強みを発揮し、必要な箇所に搬送してより幅広く活用することが可能となります。具体的には、仮設診療所(巡回診療所を含む)や、さまざまな機能をモジュール化したコンテナの活用により被災した病院機能を補完し、地域の診療継続を支援することが考えられます。

仮設診療所では、救急医療の他に、慢性疾患や感染症等の患者の診療が想定されることから、周辺の医療機関の機能の回復も想定しつつ、トリアージ、診療、検査、処置を基本とした医療コンテナの活用が考えられます。

また、地域一帯の医療機能に壊滅的なダメージを与える災害の場合には、総合的な病院機能が必要となるため、外来、診断、検査、処置に加え、病床機能としてのコンテナを検討する必要があります。

2. 感染症医療対応における活用方法

気密性や清浄性、隔離性に優れている医療コンテナは、院内感染予防を図る上でも有効であるとの考えから、今般の新型コロナ対応目的で、複数の病院において発熱外来やPCR検査室目的で導入されています。

また、PCR検査機器や簡易エックス線検査装置を搭載した医療コンテナを、クラスターの発生した施設等に輸送し、検査を実施することも可能です。過去には、CTコンテナを活用し、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクである肺炎を診察することで、優先的に患者を病院に搬送した事例もありました。

3. 平時における活用方法

G7 伊勢志摩サミット(平成 28 年)や G20 大阪サミット(令和元年)においては、要人救護を目的とした外傷外科手術が可能な設備として、テントとの併用により、自衛隊や日本赤十字社の医療コンテナが設置されました。

上記のような大規模かつ特別なイベント・行事のほか、医療機関が近隣にない箇所でイベントを実施する場合の一時救護所等として活用することが考えられます。

さらには、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設として、医療機器を搭載した巡回診療車に代わり、必要なモジュールを搭載した医療コンテナを活用することで、より高度な診療、健診等が可能となります。

第3章 医療コンテナの設置・運用

前章までに示したとおり、コンテナにあらかじめ必要な医療機器や電気、水等の配線・配管等の設備を搭載することにより、現地設置後速やかに医療行為等を行うことが可能となります。

本章では、医療コンテナの運用を開始するまでの準備、必要な手続き等について記載しています。

1. 医療コンテナの輸送・設置等

医療コンテナを災害時に速やかに活用するためには、輸送手段・人員を確保しておくことが極めて重要であるため、コンテナを保有・管理する組織が自前で輸送手段を確保していない場合には、あらかじめ運送業者等と協定を締結しておくなどの対応が必要となります。

また、コンテナは地面に設置して活用する「設置型」と、車輪と一体となったトレーラーシャーシを固定して活用する「移動型」の2種類に分かれ、「設置型」の場合は、昇降機等を用いてトレーラーから降ろし、地面に設置する必要があります。一方で、「移動型」の場合は、地面との段差が生じることから、歩行が困難な患者を搬出入するためにスロープやリフター等の設備が必要となります。

また、災害時にはテントと併用されることが多いと考えられますが、その場合には、コンテナは気密性・清浄性が求められる手術室や、検査機器をモジュール化した検査室ユニットとして活用するなど、コンテナとテントの双方の利点・弱点が相互に補完されるよう、効果的に活用することが重要です。

なお、平時から医療コンテナを巡回診療等に有効に活用することで、災害時におけるスムーズなコンテナの設置等にもつながりますが、平時の利用頻度が少ない場合においても、日頃から訓練を重ねることにより習熟を図っておくことが不可欠です。

2. 医療コンテナに必要な設備

医療コンテナを診療目的で活用する場合には、水と電気を使えることが望ましく、貯水タンクや給水装置を搭載したコンテナでは、上水道の供給が途絶えた場合にも水の調達が可能となります。

また、電気については、病院等から供給を受ける他、自家発電機、蓄電池等をコンテナに搭載することにより電源を確保することとなります。

いずれにせよ、災害発生直後の状況においても、現場到着後すぐに活用目的に応じて、モジュール化したさまざまな医療機器・検査機器等を活用できるという医療

コンテナの強みを最大限発揮させるためには、自前で水・電気を確保して医療コンテナを運用できる体制を構築しておくことが重要です。

3. 医療コンテナの運用に必要な手続き

コンテナを医療施設として運用するにあたっては、医療法その他、建築基準法、消防法等の適用の有無について確認するとともに、必要な場合には適切な手続きを行う必要があります。ここでは、そのうち主要なものについて記載していますが、別途第5章にQ&A形式で詳しく、また問合せ先もあわせて記載していますので、ご確認下さい。

(1) 医療法

a) 平時の運用において必要な手続き

○コンテナの設置場所が、既に開設している病院の敷地内の場合

- ・ 新たに病院の開設許可・届出の必要はありませんが、構造設備の変更許可を受ける必要があります。

○既に開設している病院等と別の場所にコンテナを設置する場合

- ・ 病院等の開設許可・届出が必要であり、構造設備の基準も満たす必要があります。
- ・ ただし、既存の病院・診療所の事業として当該病院等と同一の都道府県で行われる、無医地区における巡回診療や巡回健診については、一定の要件を満たせば新たな診療所開設の手続きは不要となります。

b) 災害時等の運用における特例的な措置

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により、臨時の医療施設が不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県知事が開設する臨時の医療施設については、医療法第4章に定める開設の届出等に関する規定は適用されません。
- ・ また、東日本大震災の際には、病院等が破損して医療の提供が不可能となったために、代替する建物(仮設建物を含む)又は建物内の他の部分で一時的に医療の提供を継続しようとする場合に、医療機関の開設の許可や届出を事後的に行うことを可能とするという、例外的な措置を講じた事例もあります。

(2) 建築基準法

a) 医療コンテナが建築物に該当するかどうかの取り扱い

- ・ 工作物の設置状況等から判断して「随時かつ任意に移動できるもの」は、建築物に該当しないものとして取り扱うこととされています。
- ・ 設置する医療コンテナが「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、それぞれの設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなります。

b) 災害時等の運用における特例的な措置

- ・ 設置状況等から、建築物に該当すると判断される工作物についても、建築基準法第 85 条に規定されている、災害があった場合において建築する「応急仮設建築物」としてコンテナを設置する場合には、確認申請等の手続きが不要となります。この場合、3か月を超えて設置を続ける場合には、特定行政庁(地方公共団体)の許可を受ける必要があります。

(3) 消防法

a) 平時の運用において必要な手続き

- ・ 平時より医療コンテナを病院・診療所として活用する場合には、消防法第 17 条の規定に基づき、その規模等に応じて、消火器や自動火災報知設備などを設置するとともに、同法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく届出及び検査が必要となります。
- ・ この場合、消防長又は消防署長が、当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して消防用設備等の基準を一部緩和する、消防法施行令第 32 条の規定を適用する場合がありますと考えられます。

b) 災害時等の運用における特例的な措置

- ・ 著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により、臨時の医療施設が不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体が開設する臨時の医療施設、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県が開設する臨時の医療施設については、消防法第 17 条の規定は適用されません。
- ・ この場合、臨時の医療施設には、都道府県知事が定める基準に基づいて消防用設備等を設置する必要がありますが、当該基準に係る技術的助言において、その緊急性に鑑み、防火管理体制の強化等の措置が講じられれば、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置及び誘導灯を追加的に設置する必要がないことが示されています。

第4章 我が国における医療コンテナの導入状況

本章では、これまでにおける医療コンテナの活用事例について、災害時と新型コロナウイルス感染症対策時に分けて記載しています。

1. 災害医療分野

災害医療分野におけるこれまでの主な活用実績としては、表4-1のとおりです。

表4-1 医療コンテナ(トレーラーハウス含む)が活用された主な災害

災害	医療コンテナの名称等	保有主体	活用開始までの日数
東日本大震災 (平成 23 年)	フラットパックコンテナ	岩手県	3 か月程度
	dERU	日本赤十字社	1 日
	野外手術システム	陸上自衛隊	3 日程度
熊本地震 (平成 28 年)	dERU (レントゲン検査活用)	日本赤十字社	3 日程度
	MC-Cube (CT 検査活用)	(レンタル)	1 か月程度
平成 30 年 7 月 西日本豪雨	トレーラーハウス	ピースウィンズ・ ジャパン	10 日程度

(1) 岩手県立大槌病院

ア) 医療コンテナ導入の経緯

岩手県立大槌病院は、50 床程度の入院病床を有する病院でしたが、東日本大震災で発生した津波により2階の天井付近まで浸水し、病院機能が完全に失われました。

その約1か月後に大槌町内の公民館で診療を再開しましたが、本格的な診療所としての機能を回復する必要があることから、岩手県が主体となって代替となる仮設診療所の建設を計画することとなりました。

仮設診療所は、中長期の活用が見込まれていたことから、医療コンテナとプレハブが比較検討されましたが、プレハブを活用した仮設住宅等の建設も急ピッチで進められており、建設資材調達の懸念からコンテナ型が採用されることとなりました。

イ) 医療コンテナの概要

医療コンテナの諸元等を表4-2、外観を図4-1に示します。

診療所は、玄関、待合室、受付、トイレ、診察室(4室)、検査室、処置室、エックス線室、薬局、機材倉庫、スタッフルーム、多目的ルームから構成され、基本的な機能が揃っています。

表4-2 導入された医療コンテナの諸元等

設備の名称	フラットパックコンテナ
仕様	フラットパックコンテナ【29台】、テント セミパーマネント仕様 サイズ(外寸): 6,055 × 2,435 × 2,591mm(1台あたり) 重量: 2,490kg(1台あたり) 面積の拡張可能 ライフライン(電気・水・ガス)接続可
水の供給	上水道と接続可能 下水道は貯留式と併用
電源供給	グリッド(電線網)電源に接続 ※野外病院用電源も設置可
導入費用	約1億2,000万円(民間企業からの寄付)



図4-1 岩手県立大槌病院に導入されたフラットパックコンテナ

ウ) 医療コンテナの活用状況

フラットパックコンテナは、大槌病院が本移設・再建されるまでの5年程度の間、継続して活用され、軽症・中等症レベルの患者に対しての一般外来診療が行われました。また、県立陸前高田病院の心療内科外来としても、同様に約2年間運用されています。

なお、導入にあたっては、建築基準法第 85 条に規定される「応急仮設建築物」として設置されたことから、建築確認申請等の手続きや、構造・規模等に係る基準への適用が除外されましたが、その後、中長期的に活用することとなったため、岩手県建築指導部局や地元の設計事務所等の協力を受け、基準に適合させるための改修工事の実施、法令に基づく手続き（建築確認、完了検査等）が行われています。

また、医療法上の手続きについても、厚生労働省の通知により、開設許可、届出が事後申請で差し支えないとされたことから、1年が経過した段階で岩手県医療局を主体に、「大槌病院仮設診療所」として手続きが取られました。その後、平成 28 年に再建された際には、岩手県立大槌病院として再度医療法上の手続きがなされています。

エ) 活用結果を受けたまとめ

フラットパックコンテナは医療用に設計されていることから、気密性・清浄性が確保され、空調設備設置も可能であることから、快適な室内環境を維持することができます。また、コンテナを増設することにより、床面積の拡張にも容易に対応が可能です。また、フラットパックコンテナは折りたたむことができることから、保管スペースの確保や輸送の点でメリットを有しています。

また、本事例では仮設診療所として導入されましたが、セミパーマネント（半永久的な活用）を想定して設計されていることから、適切にメンテナンスを行うことにより、長期の常設活用も可能です（実際に、海外（南スーダン）では新規の病院建設に活用されている事例もあります）。

一方で、海外の資材であることから、設置される備品等も海外使用となっており、日本と使い勝手が若干異なっていたり、水漏れや水道が止まらなくなったりという課題も見られました。

(2) 日本赤十字社・大阪赤十字病院

ア) 医療コンテナ導入の経緯

世界各地で増加する災害に対応するために、1990 年代に国際赤十字が災害緊急派遣用チームを組織する流れが生まれ、1990 年代後半から各国赤十字社で医療、水と衛生、通信、ロジスティクス、物資配給などの各分野で即応できる ERU (Emergency Response Unit) という枠組みが形成されました。この流れから、日本赤十字社は東南海・南海地震を想定し、平成 17 年に国内災害向けの医療用の災害対応ユニット dERU (domestic Emergency Response Unit) を編成しました。

これを受け、厚生労働省と日本赤十字社との出資により、コンテナ型 dERU が全国の主として太平洋側に 19 基配備されています。

なお、コンテナ型 dERU のメーカーや仕様は、各地に配備された dERU 毎に異なっています。

イ) 医療コンテナの概要

大阪赤十字病院においては、日本赤十字社唯一のホスピタル dERU と称される設備を保有しており、外来、レントゲン室、病棟、手術室、ICU を含めた野外科病棟を展開することができるものとなっています。

平時には、必要となる医療資機材一式をモジュール化して保管しており、災害時に機動的に対応できるようになっています。また、このうち外来モジュールとレントゲンモジュールがコンテナ化されています。

コンテナは、トラックに備え付けのクレーンを用いて約 30 秒で地上に降ろすことができ、資機材の搬出後にレントゲン室等として稼働させることが可能となっています。

表4-3 医療コンテナ(外来モジュール)の諸元等

設備の名称	コンテナ型 dERU (domestic Emergency Response Unit)
仕様	自動昇降式コンテナ及び輸送用トラック 総重量: 3t ライフライン(電気・水)接続可 外来病棟との通信機能有
水の供給	貯水タンクを使用
電源供給	発電機及び蓄電池からなる電源ユニット搭載
導入費用	約 2,400 万円



図4-2 コンテナ型dERU(自動昇降機により下ろされている状況)



図4-3 コンテナ内部の状況(レントゲン室として使用)

ウ)医療コンテナの活用状況

全国の赤十字支部に設定されているコンテナ型 dERU のほとんどは、医療資機材の輸送目的のみで使用されていますが、大阪赤十字病院の dERU は、医療資機材の輸送のみならず、輸送後の診療機能(レントゲン検査室)目的で活用されています。

これまでの活用事例は表4-4の通りであり、災害時のみならず、公的イベント等でも活用されています。

表4-4 コンテナ型 dERU の活用事例

東日本大震災 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 仮設診療所の外来、診療目的で活用 ▪ 宮城県庁前に設置、テントと併用 ▪ 発災翌日(3/12)夜に稼働開始、4/4まで24時間診療 ▪ 軽症患者の診療(高血圧、頭痛、上気道炎、胃腸炎、喘息、外傷(軽い切り傷、擦過傷)等)を実施
熊本地震 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 仮設野外病院(外来、レントゲン、手術室)を展開、停電のため発電機・蓄電池で病院を稼働 ▪ 南阿蘇、長陽中学校体育館前に設置 ▪ コンテナはレントゲン室として約1か月稼働
G20大阪サミット (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 要人救護を目的とした外傷外科手術ユニットとして活用 ▪ サミット会場近隣に設置 ▪ コンテナはレントゲン室として活用(手術室、ICU、滅菌室はテント)
新型コロナウイルス感染症 対応(令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 発熱外来として、病院前に受け付け、待合室、検査室、診察室をテントで設営、コンテナはレントゲン室として約3か月稼働

エ)活用状況等を受けたまとめ

コンテナ型 dERU は、テントと比較すると、スペースの広さ、高さや人力での持ち運びやすさに不利がある一方で、耐候性に優れており、またコンテナとしてモジュール性を有していることから、医療資機材輸送の面で優位性を有しています。

また、地域の医療提供体制に壊滅的なダメージが生じた熊本地震においては地域の唯一のレントゲン検査室として活用されましたが、レントゲン検査室として活用するにあたっては、平坦な場所を選定し、レントゲン検査時には周囲 2m 以内の立ち入りを制限する必要があるほか、レントゲン撮影には大きな消費電力を伴うため、発電機及び蓄電池からなる電源ユニットから十分な電力が供給されない場合には、画質の劣化が生じ、診察に支障を来すおそれがあることに留意する必要があります。

(3)陸上自衛隊

ア)導入の経緯

陸上自衛隊では、事態対処時において負傷した自衛隊員等に対し、前線に近い地点で外科手術を行い、救命率の向上を図ることを目的に、野外手術システムが導入されています。このシステムは、全国の駐屯地等に配備され、事態対処の他、災害時の診療、公的イベント等での要人のダメージコントロール手術、大規模災害を想定した訓練で活用されています。また、自衛隊の海外派遣時等には、このシステムを船、輸送機等で搬送することが可能です。

イ)医療コンテナの概要

野外手術システムは、野外における救命救護のための緊急外科手術用モジュールで、医療コンテナやテントが採用されており、このシステムを構成する手術ユニットと手術準備ユニットにトレーラーシャーシ型の医療コンテナが採用されています。

手術ユニットは、手術時には 20ft コンテナサイズから2倍程度に拡張可能となっており、必要な医療資機材が備わっている手術準備ユニットは、手術ユニットと連結させることが可能となっています。

また、気密性・清浄性を要求される外科手術には医療コンテナが活用されていますが、術前の評価や術後の管理を目的とした ICU、機材、スタッフが待機する場所等についてはテントが用いられています。

表4-5 医療コンテナの諸元等

設備の名称	野外手術システム
仕様	手術ユニット 拡幅型コンテナ(輸送時は 20ft コンテナと同サイズ、使用時には、2 倍又は 3 倍に拡幅可能) 手術準備ユニットと接続可
水の供給	1t 水タンクトレーラーから供給
電源供給	15kVA 発動発電機2台から供給

表4-6 手術ユニット等に積載されている医療資機材・備品

手術 ユニット	電動手術台	手術準備 ユニット	簡易血球分析装置
	エックス線検査装置		血液ガス分析器
	無影灯(5灯式)		血液迅速検査装置
	スポット灯		遠心分離機
	麻酔器		双眼実体顕微鏡
	電気メス		エックス線フィルム現像機
	患者監視装置		手術用器具、薬品の保管



図4-4 野外手術システム



図4-5 手術ユニットの内部

ウ) 医療コンテナの活用状況

野外手術システムは、紛争地域等への自衛隊派遣の際に現地に運搬・展開された他、国内の災害としては、東日本大震災において、主として宮城県内の仮設診療所として活用されました。

また、その他の活用として、G7 伊勢志摩サミットや G20 大阪サミットの際には、サミット会場でのダメージコントロール手術及びドクターヘリを活用した後方病院への搬送を想定した医療提供体制が構築されました。

表4-7 野外手術システムが活用された主な事例

ルワンダ派遣 (平成6年)	・ ルワンダにおける内戦及び民族紛争時に発生した避難民への人道支援のため、隣国ザイール(現コンゴ)にて、約3か月活用
イラク派遣 (平成15年)	・ イラク人道復興支援のため、イラク・サマーワにおいて医療支援活動を実施
東日本大震災 (平成23年)	・ 気仙沼中学校、気仙沼市立本吉病院、宮城県山元町、宮城県女川町にて展開
G7伊勢志摩サミット (平成28年) G20大阪サミット (令和元年)	・ 要人のためのダメージコントロール手術に即応できる体制を構築

2. 感染症医療分野

一般患者との動線を完全に分離して診察、検査等を行うことが可能であり、また気密性が高い等のコンテナの特性を活かして、新型コロナウイルス感染症を契機に多くの病院等で医療コンテナが導入され、発熱外来や PCR 検査等に活用されています。

その中から、ここでは二つの事例について紹介します。

(1) さいたま市民医療センター

ア) 医療コンテナ導入の経緯

さいたま市民医療センターにおいては、新型コロナウイルスが感染拡大する段階で、感染が疑われる患者と医療従事者、その他の患者との接触を最大限減らすことが必要となり、新型コロナウイルス感染症用の発熱外来及び PCR 検

査を病棟外で行える設備を検討した結果、当初はテントが活用されていました。

しかし、テントでは室内の温度調節ができず、夏場になると患者や医療従事者に負担がかかり、熱中症のリスクも高まることが想定されたことから、医療コンテナを導入することとされました。

イ) 医療コンテナの概要

コンテナが導入された病院及び医療コンテナについては、下表のとおりです。

表4-8 病院の概要・医療コンテナの諸元等

病院名	社会医療法人さいたま市民医療センター
病床数	340床(回復期リハビリテーション病棟47床含む)
指定医療機関	災害拠点病院, 救急告示病院, 地域医療支援病院
コンテナの名称	MC-Cube
仕様	20ftコンテナ(2台)
水の供給	病院から供給(給水タンクも搭載)
電源供給	ディーゼル発電機から供給

表4-9 医療コンテナに積載されている医療資機材・備品

簡易陰圧装置 (排気 HEPA フィルターユニット)	電子カルテ閲覧システム (通信関連)
診察機器	空調設備
手洗場・手洗器	エコー(災害時の活用を想定)



図4-6 さいたま市民医療センターに導入された医療コンテナ

ウ) 医療コンテナの活用状況、今後の活用等

医療コンテナの導入後、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者の発熱

外来や PCR 検査等で活用されています。

医療センター関係者のお話として、医療コンテナの長所は、ゾーニングが可能であり、患者と医療従事者等との動線を厳密に管理できること等から、院内感染の防止に有効であることや、夏場でも快適な環境が維持できることが挙げられています。その一方、今後改善が考えられる点として、トレーラーシャーシ型のため地面との段差が生じることから、階段の昇降が難しい患者の安全な搬入ができるようにすることや、貯水タンク、発電のための軽油タンクの残量を確認できるようにすることが指摘されています。なお、電力は病院から供給することも可能ですが、電気工事を要することから現在はディーゼル発電機からの供給により対応されています。

新型コロナウイルスのための活用が終了した後は、災害時の活用が想定されています。さいたま市民医療センターは災害拠点病院でもあり、DMAT(災害派遣医療チーム)と連携した活用の可能性が検討されており、急性期以降には、トリアージでイエロータグ、レッドタグ相当とされた患者をコンテナ内で診療することや、中長期的な活用として、避難所等に設置し仮設診療所とすること等が考えられています。

また、平時における今後の活用として、市町村で医療コンテナを共同運用すること等により、無医地区等への巡回診療に活用する可能性も考えられ、その際、診療や内視鏡検査に対応できる医療コンテナが有効ではないかということが提案されています。

(2) 北上済生会病院

ア) 医療コンテナ導入の経緯

北上済生会病院では、病院が保有するテントを用いて新型コロナウイルスの検体採取を行っていましたが、病院の位置する岩手県北上市は豪雪地帯で寒さが厳しく、テントでは雪害対策や寒さ対策が十分に行えないという課題があったことから、対応を検討したところ、医療コンテナが3か月間無償でレンタルできることとなり、導入されるに至りました。

コンテナは、トレーラーによって輸送された後、クレーンやフォークリフト等の重機を用い、5時間程度かけて庇のある病院敷地内の駐車場に設置されました。

イ) 医療コンテナの概要

コンテナが導入された病院及び医療コンテナは、次ページの表のとおりです。なお、医療コンテナは、蓄電池を搭載したオフグリッド式の独立電源を有する他、追尾型太陽光発電装置を導入することも可能となっており、独立電源の確保に

より災害時等で活用することも想定されています。

表4-10 病院の概要・医療コンテナの諸元等

病院名	北上済生会病院
病床数	224 床(一般 220 床, 感染症 4 床)
指定医療機関	—
装置の名称	オフグリッド型簡易陰圧 PCR 検査室
仕様	建築用コンテナをベースに改良
水の供給	病院から供給(給水タンク※も搭載)
電源供給	病院又はリチウムイオン蓄電池ユニットから供給

表4-11 医療コンテナに積載されている医療資機材・備品

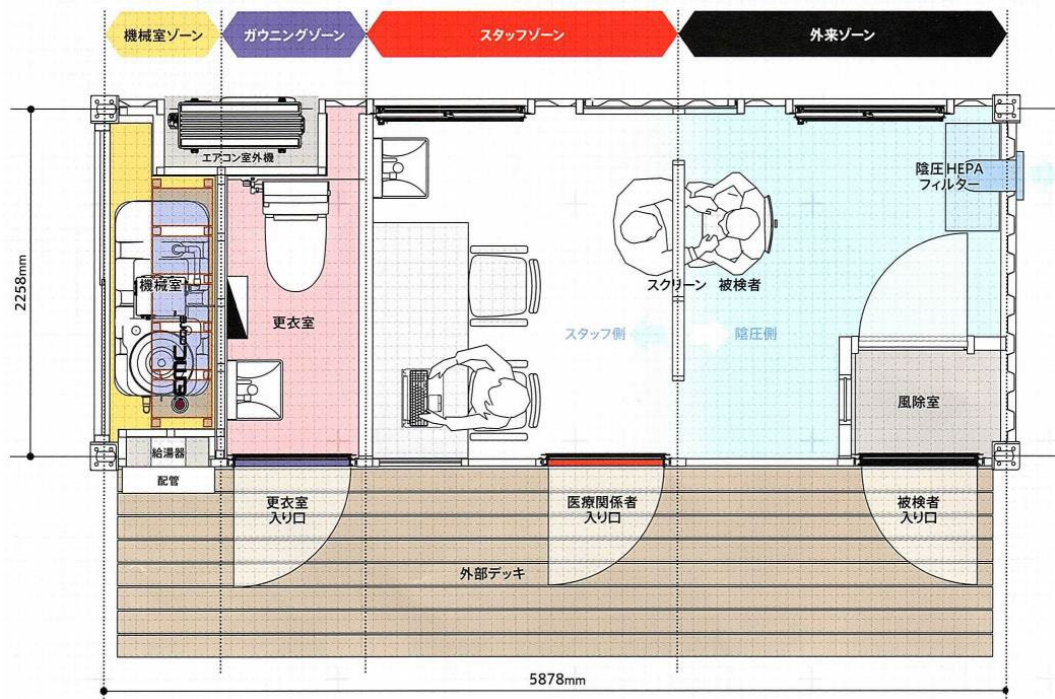
簡易陰圧装置 (排気 HEPA フィルターユニット)	ハイブリッドインバーター
空調設備	水洗トイレ※
リチウムイオン電池ユニット(蓄電池)	給湯器※

※水回り設備(給水タンク、水洗トイレ、給湯器)はオプション



図4-7 北上済生会病院に導入された医療コンテナ

医療コンテナの内部は、次ページの図に示すとおり、外来ゾーン、スタッフゾーン、ガウニングゾーン(着替えを行うスペース)、機械室ゾーンからなり、外来ゾーンとそれ以外のゾーンは空間が隔てられ、外来ゾーンには陰圧 HEPA フィルターが設けられています。また、それぞれのゾーンは色分けされており、誤って感染が疑われる患者と医療従事者が交わることはないよう工夫されています。



注) 上図は別の病院で設置された検査室の平面図

図4-8 簡易陰圧PCR検査室の内部

ウ) 医療コンテナの活用状況等

北上済生会病院においては、もともとテントを用いていたところ、貸与された医療コンテナに切り替えてPCR検査の検体採取に用いられました。

病院関係者のお話として、今回は無償でレンタルされたものの、購入した場合に要するコストや、重機を用いて設置する必要があることが課題として示されましたが、コンテナは新型コロナウイルスの感染症対策に対応した医療用に設計されたものであったことから、院内感染防止に必要な動線の区別がなされていること、簡易陰圧装置等の医療資機材が標準装備となっていること、気密性が高くプレハブに比べて頑丈であること、病院が停電になった場合でも電力の供給が可能であること等が長所として挙げられています。

第5章 医療コンテナの導入・活用にあたってのQ&A

医療コンテナを設置し、病院・診療所として活用するにあたっては、医療法、建築基準法等の関係法令に適合する必要がありますが、平時と災害時で取り扱いが異なるものも少なくありません。本章では、これまでに地方公共団体の方々等から、医療コンテナを活用するにあたっていただいたご質問と、それに対する回答をQ&A形式でまとめました。

今後、医療コンテナの導入・活用について検討される際に、ご参考にして下さい。

(令和5年7月に一部追記)

No.	質問内容
医療法関係	
1	病院・診療所を既に開設している者が、新たにコンテナを設置して診療施設として活用する場合、改めて医療法上の開設許可・届出は必要となりますか。
2	コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要がありますか。
3	災害時にコンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に基づく届出、管理者の設置等は必要となるのでしょうか。
4	コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」や「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」は適用されるのでしょうか。
5	大規模イベント会場において、イベント主催者がコンテナを活用した病院・診療所を開設する場合、医療法上の開設許可は必要でしょうか。
6	大規模イベント会場において、イベント主催者が近隣の病院に依頼し、当該病院が保有するコンテナを会場に持ち込み、臨時の病院・診療所を設置し、当該病院の医師が診療を行う場合、医療法上の開設許可は必要でしょうか(巡回診療の取扱が可能でしょうか)。
7	医療コンテナを運搬して運用する際、コンテナに搭載している医療機器(人工心肺、エクモ等)の安全管理はどのようにすればいいのでしょうか。
建築基準法関係	
8	車両タイプの医療コンテナ(ナンバープレート付き)を設置した場合には、建築物として取り扱われ、建築申請が必要となるのでしょうか。

9	随時かつ任意に移動できるコンテナは、建築物に該当しないとのことですが、この場合、コンテナの保有者は移動手段を常時確保しておく必要があるでしょうか。
10	医療コンテナに電源を接続する場合には、土地に定着していることとなり、建築物として取り扱われることになるのでしょうか。
11	シャーシへの積載または地上設置も可能なハイブリッドタイプの医療コンテナを仮設・常設する場合、それぞれ設置許可、申請その他の届出は必要でしょうか。また、医療コンテナが建築物として取り扱われることになる場合、どのような手続きが必要でしょうか。
12	医療コンテナに搭載するストレッチャー等の昇降に使用するリフトに対して、建築基準法の規制は適用されるのでしょうか。
消防法関係	
13	医療コンテナのタイプ(車両タイプ、地上設置タイプ)に応じ、消防法等の規制や必要となる申請・届出はどのようになっていますか。
14	コンテナを病院・診療所として活用する場合には、消防法の規定により、規模や用途に応じて消防用設備等の設置が必要となるのでしょうか。
15	発電機(軽油燃料)コンテナの運搬に対する消防法上の規制や必要となる届出はありますか。
16	新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットは、消防用設備等の基準等を消防法施行令第32条により免除しても差し支えない取り扱いがされていますが、災害用に平時から準備しておくものであれば遵守する必要がありますか。
その他(医療コンテナの運搬にかかる事項)	
17	災害が発生した際、医療コンテナ車は緊急車両通行許可の対象となりますか。
18	緊急通行車両の申出は、災害が発生する前にあらかじめ行っておくことができますか。
19	医療コンテナ車にかかる緊急通行車両の申出は、トレーラー部(引っ張る側)とシャーシ部(引っ張られる側のコンテナ部)の双方について行う必要がありますか。

20	一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)は、道路構造等の観点から支障がない区間において特殊車両通行許可手続が不要とされていますが、これと同じ規格(40ft背高)の医療コンテナについて、平時の通行の際に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。
21	災害時に医療コンテナを緊急に被災地等に運搬する際、平時と同様に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。
22	酸素ボンベやヘリウムガス等の高圧ガスを搭載している医療コンテナ車の通行が規制されている区間はありますか。
23	40ft背高コンテナを鉄道で運ぼうとする際に、高さ制限等により運べない路線はありますか。
24	MRI装置を医療機関に設置する場合には、高周波利用設備として設置エリアの地方総合通信局へ申請を行い、許可を受ける必要がありますが、医療コンテナに設置したMRI装置を移動させる場合の申請方法等について教えてください。また、災害時に移動する場合に申請は必要でしょうか。
その他(医療コンテナの運用にかかる事項)	
25	自然公園法で、医療コンテナは「工作物(建築物)」として取り扱われますか(工作物(建築物)扱いとなる場合には、壁面の色や屋根の形状等の変更が必要となる場合があるため)。
26	医療コンテナで使用した医療廃棄物については、どのように取り扱う必要がありますか。
27	医療コンテナの活用にあたり、排水処理(汚水・雨水・医療排水)にかかる規制はありますか。
28	医療コンテナの活用にあたり、騒音にかかる規制はありますか。
29	災害地域の小動物保護(獣医療施設)に医療コンテナを使用するにあたって、規制や課題はありますか。
30	遠隔医療を実施するにあたり、出力の大きい通信機器の使用や通信データ容量、通信速度の観点から、通信環境規制(電波法等)を含めてどのような課題が想定されますか。
31	酸素ボンベ(医療ガス搭載コンテナ)、ヘリウムガス(MRIコンテナ)等の高圧ガスにかかる規制はどうなっていますか。

Q1 病院・診療所を既に開設している者が、新たにコンテナを設置して診療施設として活用する場合、改めて医療法上の開設許可・届出は必要となりますか。

A

- ・ 既に開設している病院・診療所とは別の場所でコンテナを設置する場合には、医療法に定める開設許可等が必要です。
- ・ ただし、コンテナを設置する場所が既に開設している病院・診療所の敷地内であれば、新たに病院の開設許可は必要ありませんが、この場合であっても、都道府県知事による構造設備の変更許可が必要となります。
- ・ なお、災害時にコンテナを使用して新たに病院・診療所を開設する場合はQ3を、既に開設している病院の敷地内に医療コンテナを設置する場合は Q2の構造設備の変更許可をご参照ください。
- ・ また、コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行おうとする場合にはQ4もあわせてご確認ください。

(参考)

- ・ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

第七条 病院を開設しようとするとき(中略)は、開設地の都道府県知事(中略)の許可を受けなければならない。

2 病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別(以下「病床の種別」という。)その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき(中略)も、(中略)前項と同様とする。

一～五 (略)

3～7 (略)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q2 コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要がありますか。

A

- ・ コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合でも、医療法に定める構造設備の基準を満たす必要があります。
- ・ なお、災害時が発災した場合も、平時に構造設備の使用に係る許可を得ているコンテナは改めて許可を得る必要はありません。
- ・ ただし、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により臨時の医療施設が著しく不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県知事が開設する臨時の医療施設については、医療法第4章に定める構造設備の規定は適用されません。

(参考)

- ・ 病院・診療所病床に関する主な構造設備の標準【別紙1】(p.70)
- ・ 災害対策基本法(昭和36年法律第213号)
 - 第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(中略)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。
 - 2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、適用しない。
 - 3 (略)
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)
 - 第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設(中略)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条(中略)において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。
 - 2~4 (略)
 - 5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四章の規定は、臨時の医療施設につい

ては、適用しない。
6・7（略）

（令和5年7月追記）

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111（代表）
（内線 4218（総務課））
（内線 2558,2548（地域医療計画課））

Q3 災害時にコンテナを使用して病院・診療所を開設する場合、医療法に基づく届出、管理者の設置等は必要となるのでしょうか。

A

- ・ 災害時においても医療法は適用されますので、コンテナを使用して病院・診療所を開設する場合又は既に病院・診療所として使用しているコンテナを別の場所に移動して使用する場合には、医療法に規定する届出や管理者の設置等は必要となります。
- ・ なお、例外的ではありますが、以下のように医療機関の開設の許可や届出を事後的に行うことを可能とする措置を講じた事例もあります。
- ・ 東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の際には、病院等が破損して医療の提供が不可能となったために、代替する建物(仮設建物を含む)又は建物内の他の部分で一時的に医療の提供を継続しようとする場合に、医療機関の開設の許可や届出を事後的に行うことを可能としました。
- ・ また、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生により臨時の医療施設が著しく不足するとして政令で指定された場合には、地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設について、当該政令で定められた区域及び期間においては、医療法第4章に定める開設の届出等に関する規定は適用されません。

(参考)

- ・ 災害対策基本法(昭和36年法律第213号)第八十六条の三 (Q2をご参照下さい)
- ・ 「平成23年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成23年3月21日付け医総発0321第1号厚生労働省医政局総務課長通知)【別紙2】(p.72)
- ・ 「東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて(通知)」(平成23年5月30日付け医政総発0530第2号厚生労働省医政局総務課長通知)【別紙3】(p.74)
- ・ 「東日本大震災による医療法第8条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について(施行通知)」(平成23年6月29日付け医政発0629第8号厚生労働省医政局長通知)【別紙4】(p.76)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q4 コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」や「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」は適用されるのでしょうか。

A

- ・ コンテナを使用して巡回診療や巡回健診を行う場合についても、それぞれ「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」又は「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」の通知に則り、医療法上の特別の取り扱い（巡回診療実施計画・巡回健診実施計画の提出による運営）が適用される必要があります。その際に、おおむね三か月から六か月までの期間毎に巡回診療を行う場所等の届出が必要です。
- ・ また、災害発生時において、上記により提出済みの場所の届出を変更することで巡回診療や巡回検診に用いている医療コンテナを活用することができます。

（参考）

- ・ 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知）【別紙5】（p.78）
- ・ 「医療機関外の場所で行う健康診断等の取扱いについて」（平成7年11月29日付け健政発第927号厚生省健康政策局長通知）【別紙6】（p.82）

（令和5年7月追記）

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111（代表）
（内線 4218（総務課））
（内線 2558,2548（地域医療計画課））

Q5 大規模イベント会場において、イベント主催者がコンテナを活用した病院・診療所を開設する場合、医療法上の開設許可・届出は必要でしょうか。

A

- ・ イベント主催者が都道府県知事等に病院・診療所の開設許可・届出申請を行い、都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

(参考)

- ・ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

第七条 病院を開設しようとするとき、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の六第一項の規定による登録を受けた者(中略)でない者が診療所を開設しようとするとき(中略)は、開設地の都道府県知事(中略)(診療所(中略)にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。(中略))の許可を受けなければならない。

2～7 (略)

第八条 臨床研修等修了医師(中略)が診療所(中略)を開設したときは、開設後十日以内に、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q6 大規模イベント会場において、イベント主催者が近隣の病院に依頼し、当該病院が保有するコンテナを会場に持ち込み、臨時の病院・診療所を設置し、当該病院の医師が診療を行う場合、医療法上の開設許可・届出は必要でしょうか(巡回診療の取扱いが可能でしょうか)。

A

- ・巡回診療の取扱いは、「巡回診療の医療法上の取扱いについて(昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知)」において定めているところであり、診療場所が大規模イベント会場であるか否かに関わらず、Q4のとおり、コンテナを使用して巡回診療を行う場合は、当該通知に則り、医療法上の特別の取扱い(巡回診療実施計画の提出による運営)の適用の有無により判断されます。
- ・なお、巡回診療実施計画の提出による運営が認められる場合に該当しないときは、通常どおり診療所の開設許可・届出が必要です。

(参考)

- ・「巡回診療の医療法上の取扱いについて」(昭和37年6月20日付け医発第554号厚生省医務局長通知)【別紙5】(p.78)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

厚生労働省医政局総務課企画法令係
厚生労働省医政局地域医療計画課災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4218(総務課))
(内線 2558,2548(地域医療計画課))

Q7 医療コンテナを運搬して運用する際、コンテナに搭載している医療機器(人工心肺、エクモ等)の安全管理はどのようにすればいいでしょうか。

A

- ・ 医療機器の安全使用や保守点検については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3年7月8日付け医政総発0708第1号他)に従い、医療機関において医療機器安全管理責任者を配置し、この医療機器安全管理責任者が、当該医療機関が管理するもの全てに係る安全管理のための体制を確保する必要があります。
- ・ なお、医療機器の保守点検については、上記通知において「医療機器の保守点検に関する計画の策定に当たっては、医薬品医療機器等法の規定に基づき、添付文書に記載されている保守点検に関する事項を参照すること。」とされています。その他別添1, 別添2の文書もご確認下さい。

(参考)

- ・ 「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3年7月8日付け医政総発0708第1号他厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長・経済課長通知)【別紙7】(p.84)

※上記通知における別添1, 別添2は以下のリンクよりご参照下さい。

(別添1)医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000898768.pdf>

(別添2)医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000898770.pdf>

- ・ 「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について(一部訂正)」(令和4年7月26日付け医政地発0726第1号他厚生労働省医政局地域医療計画課長・医薬産業振興・医療情報企画課長通知)【別紙8】(p.90)

【問合せ先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課医療機器政策室
厚生労働省地域医療計画課災害等緊急時医療・周産期医療等対策室災害医療係
tel. 03-5253-1111(代表)
(内線 4147(医務指導室))
(内線 4469,4112(医療機器政策室))
(内線 2558,2548(災害医療係))

Q8 車両タイプの医療コンテナ(ナンバープレート付き)を設置した場合には、建築物として取り扱われ、建築申請が必要となるでしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしています。
- ・ 「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、個々の設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなりますが、ナンバープレート付きの車両タイプの工作物については、通常、建築物扱いされないものと考えられます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付総則班
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39545,39502

Q9 随時かつ任意に移動できるコンテナは、建築物に該当しないとのことですが、この場合、コンテナの保有者は移動手段を常時確保しておく必要があるでしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしています。
- ・ 「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、移動手段の確保の方法を含め、個々の設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなります。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付総則班
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39545,39502

Q10 医療コンテナに電源を接続する場合には、土地に定着していることとなり、建築物として取り扱われることになるのでしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしています。
- ・ 「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、個々の設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなりますが、取り外しが可能な電源を単に接続する場合には、通常、移動に支障があるとはいえないものと考えられます。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付総則班
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39545,39502

Q11 シャーシへの積載または地上設置も可能なハイブリッドタイプの医療コンテナを仮設・常設する場合、それぞれ設置許可、申請その他の届出は必要でしょうか。また、医療コンテナが建築物として取り扱われることになる場合、どのような手続きが必要でしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況等から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしており、「随時かつ任意に移動できるもの」かどうかについては、個々の設置状況等に応じて、特定行政庁(地方公共団体)が総合的に判断することとなります。
- ・ なお、建築物に該当すると判断される場合には、原則として特定行政庁等への確認申請等の手続きの対象となります。
- ・ また、期間を定めて建築される仮設建築物については、一般の建築物とは手続きが異なります。
- ・ 具体的には、仮設建築物は、仮設建築物としての許可手続き及び確認申請等の手続きが必要となります。ただし、災害時の応急仮設建築物は、仮設建築物としての許可手続き及び確認申請等の手続きは不要となります。
- ・ なお、応急仮設建築物について、建築工事を完了した後3ヶ月を超えて存続させようとする場合には、2年以内の期間を限って、仮設建築物としての許可手続きをする必要があります。更に存続期間を越える際には、その都度、期間延長に関する許可手続きが必要となります。

(参考)

- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等(非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。(中略))内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内

のもの

- 2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条(第二十五項を除く。)、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十二条の規定の適用があるものとする。
- 3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。
- 4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。
- 5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。
- 6 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物(次項及び第百一条第一項第十号において「仮設興行場等」という。)について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間(建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間)を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三及び第三十七条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。
- 7 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその

建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

- 8 特定行政庁は、第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付総則班
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39545,39502

Q12 医療コンテナに搭載するストレッチャー等の昇降に使用するリフトに対して、建築基準法の規制は適用されるのでしょうか。

A

- ・ 工作物の設置状況から判断して、随時かつ任意に移動できるものは、建築物に該当しないものとして取り扱うこととしており、この場合には付属のリフトに対しても建築基準法上の規制は適用されません。
- ・ 一方で、医療コンテナが建築物として取り扱われ、付属のリフトを人又は人及び物の昇降のために使用する場合には、原則、災害時であっても、当該リフトについて建築基準法上の昇降機として、法令に適合させる必要があります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付設備班

tel. 03-5253-8111(代表) 内線 39576

Q13 医療コンテナのタイプ(車両タイプ, 地上設置タイプ)に応じ、消防法等の規制や必要となる申請・届出はどのようになっていますか。

A

- ・ 平時の運用において、病院・診療所として活用する医療コンテナのタイプにかかわらず、その規模(収容人員、床面積など)に応じて、防火管理者や消防計画の事前の届出、消防用設備等の事前設置などが必要となります。
- ・ 防火管理者や消防計画の事前の届出は、次の(1)から(3)を合算した数(収容人員)が30人以上となる場合には、消防法第8条の規定に基づき必要となります。
 - (1) 医師、看護師その他の従業者の数
 - (2) 病室内にある病床の数
 - (3) 待合室の床面積の合計を3m²で除して得た数
- ・ なお、個々の医療コンテナについては、規模が小さいことから、収容人員が少なく、届出の対象外となる場合が多いと考えられます。
- ・ 消防用設備等に関しては、Q14に記載していますのでそちらをご参照下さい。
- ・ また、市町村の火災予防条例により、使用開始等の事前の届出等が必要となる場合があります。

(参考)

- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)
 - 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(中略)、複合用途防火対象物(中略)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
 - 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3～5 (略)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q14 コンテナを病院・診療所として活用する場合には、消防法の規定により、規模や用途に応じて消防用設備等の設置が必要となるのでしょうか。

A

- ・ 平時の運用において、病院・診療所等は、その規模等に応じて、消火器や自動火災報知設備などを設置するとともに、消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく事前の届出及び検査が必要となります。
- ・ この場合において、個々の医療コンテナは規模が小さいことから、必要となる消防用設備等は比較的軽易なものとなることが多いと考えられます。一例として、医療コンテナ(床面積 50 m²未満)を、入院を伴わない診療所等(消防法施行令別表第一(6)項イ(4)に該当)として使用する場合、消防用設備等の設置は必要ありません。
- ・ なお、災害時において、臨時の医療施設が不足するとして政令で指定された場合に地方公共団体が開設する臨時の医療施設や新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により都道府県が開設する臨時の医療施設については、消防法第 17 条の規定は適用されないこととなっています。
- ・ 具体的には、臨時の医療施設について、都道府県知事が定める基準に基づいて消防用設備等を設置することとされている一方で、当該基準に係る技術的助言において、防火管理体制の強化等の措置が講じられれば、以下の消防用設備等を追加的に設置する必要がないことを示しています。

【追加的な設置を要しない消防用設備等】

屋内消火栓設備, スプリンクラー設備, 自動火災報知設備, 火災通報装置及び誘導灯

(参考)

- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)

第十七条 学校、病院(中略)その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによっては防火の目的を充

分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

3 (略)

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、(中略)消防用設備等又は特殊消防用設備等(政令で定めるものを除く。)を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

・ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 213 号)

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があつたときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十七条の規定は、適用しない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(中略)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 (略)

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による指定があつた場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、(中略)患者等に対する医療の提供を行うための施設(中略)であつて都道府県知事が臨時に開設するもの(以下この条(中略)において「臨時の医療施設」という。)において医療を提供しなければならない。

2 (略)

3 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4～7（略）

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 48 条第 3 項に規定する臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について」(令和 2 年 4 月 7 日付け消防予第 92 号消防庁次長通知)【別紙9】(p.92)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q15 発電機(軽油燃料)コンテナの運搬に対する消防法上の規制や必要となる届出はありますか。

A

- ・ 発電機(軽油燃料)コンテナの輸送については、消防法で定める「運搬」には該当しません。
- ・ 当該コンテナを設置して使用する場合については、1日あたりの軽油の消費量が200リットル未満であれば、届出等は必要ありません。1日あたりの軽油の消費量が200リットル以上1,000リットル未満の場合は、設置場所の市町村の火災予防条例に基づく届出が、1,000リットル以上の場合は、消防法に基づく設置許可が必要となります(設置期間が10日以内であれば「仮取扱い」の承認を受けることで設置が可能です。)
- ・ 上記のとおり1日あたりの軽油の消費量が200リットル以上となる場合は、市町村の火災予防条例に基づく事前の届出等が必要となりますが、消防機関との間で仮貯蔵・仮取扱いの計画を事前に協議しておくことで、災害時は電話等による簡易な申請で使用可能となります。

(参考)

「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防危第171号消防庁危険物保安室長他通知)【別紙10】(p.94)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁危険物保安室
tel. 03-5253-7524(直通)

Q16 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットは、消防用設備等の基準等を消防法施行令第 32 条により免除しても差し支えない取り扱いがされていますが、災害用に平時から準備しておくものであれば遵守する必要がありますか。

A

- ・ 平時において、当該ユニットを災害に備えて保管している場合は、消防用設備等について特段の対応は不要です。
- ・ 平時及び災害時に病院・診療所として利用する場合の消防用設備等についての対応は、Q14に記載のとおりです。仮に消防用設備等の設置が必要となる場合においても、消防長又は消防署長が、当該防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、消防法施行令第 32 条の特例規定を適用する場合はあり得ると考えられます。
- ・ なお、「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について」(令和 2 年 12 月 28 日付け消防予第 422 号)は、緊急の状況であることを考慮して、消防法施行令第 32 条の適用に係る取扱いを示したものであり、平時の利用を想定したものではないことから、平時の利用に際して参照する必要はありません。

(参考)

- ・ 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)
第三十二条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について」(令和 2 年 12 月 28 日付け消防予第 422 号消防庁予防課長通知)【別紙11】(p.116)

(令和5年7月追記)

【問合せ先】
消防庁予防課
tel. 03-5253-7523(直通)

Q17 災害が発生した際、医療コンテナ車は緊急車両通行許可の対象となりますか。

A

- ・ 災害発生時等において、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく交通規制が実施されている道路、いわゆる緊急交通路を通行することができる緊急通行車両は、同法施行令第 32 条の 2 において、以下のとおり規定されています。
 - (1) 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車
 - (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
- ・ 上記の緊急通行車両のうち、(2)については、都道府県知事又は都道府県公安委員会が、当該車両の使用者の申出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うこととされています。
- ・ したがって、緊急通行車両に該当するか否かは、車両の使用者による申出の内容に基づき、発生した災害の種類等も踏まえ、都道府県知事又は都道府県公安委員会が個別具体的に判断することとなります。
- ・ なお、災害対策基本法第 50 条第 1 項に、災害応急対策として実施する事項が規定されており、その中の一つに「被災者の救難、救助その他保護に関する事項」が定められています。

(参考)

- ・ 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
 - 第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。
 - 一・二 (略)
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四～九 (略)
 - 2 (略)
 - 第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生し

ようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 (略)

・ **災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)**

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの(第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。)とする。

一 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両(前号に該当するものを除く。)

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2~4 (略)

・ **道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)**

第三十九条 緊急自動車(消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。)は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 (略)

【問合せ先】

警察庁警備局警備運用部警備第三課企画係
tel. 03-3581-0141(代表) 内線 5471

Q18 緊急通行車両の申出は、災害が発生する前にあらかじめ行っておくことができますか。

A

- ・ 発災後における確認手続の簡素化を図るため、Q17にお示した「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」について、次のいずれにも該当する場合には、都道府県公安委員会は事前届出を受理し、確認すべき事項を点検することとしています。
 - (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
 - (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- ・ なお、事前届出が受理された場合には、緊急通行車両等事前届出済証(以下、「届出済証」という。)が交付されることとなりますが、発災時に緊急交通路を通行するためには、都道府県警察本部、警察署又は交通検問所において届出済証を提示することにより緊急通行車両であることの確認を受ける必要があります(都道府県公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合には、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとしています。)
- ・ 詳細については、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」*をご確認下さい。

*<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei//kisei20211115.pdf>
- ・ なお、現行制度においては、上記のとおり届出済証の交付を受けた者についても発災時に緊急通行車両であることの確認を受ける必要がありますが、災害対策基本法施行令等の改正により、令和5年9月1日からは、指定行政機関等の車両については、発災前においても緊急通行車両であることの確認を受けることができるようになります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

警察庁警備局警備運用部警備第三課企画係
tel. 03-3581-0141(代表) 内線 5471

Q19 医療コンテナ車にかかる緊急通行車両の申出は、トレーラー部(引っ張る側)とシャーシ部(引っ張られる側のコンテナ部)の双方について行う必要がありますか。

A

- ・ 自走できるトレーラー部(引っ張る側)にかかる車両のみ、緊急通行車両の申出を受理することで足りることとしています。

【問合せ先】

警察庁警備局警備運用部警備第三課企画係
tel. 03-3581-0141(代表) 内線 5471

Q20 一定の要件を満たす国際海上コンテナ車(40ft背高)は、道路構造等の観点から支障がない区間において特殊車両通行許可手続が不要とされていますが、これと同じ規格(40ft背高)の医療コンテナについて、平時の通行の際に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。

A

- ・ 道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、一定の重量や寸法を超える車両が道路を通行する場合には、車両や経路ごとに通行許可が必要となります。
- ・ ただし、一定の要件^{*}を満たす国際海上コンテナ用セミトレーラ(40ft 背高)については、規格化されたサイズのコンテナであることに加え、国際条約により総重量が輸出国にて確認され、更に封印されており、重量の担保が取れていることから、許可不要区間(約3万km)を定めています。
 - ※国際海上コンテナ(40ft 背高)を運搬するものであることを証明する書類の携行、ETC2.0 車載器の搭載及び登録
- ・ 一方、医療コンテナ用セミトレーラについては、仮に医療コンテナが国際海上コンテナ(40ft 背高)と同じ規格の場合であっても、重量の担保を取ることが困難であるため、平時の通行の際には、あらかじめ特殊車両通行許可を受けていただく必要があります。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 37425

Q21 災害時に医療コンテナを緊急に被災地等に運搬する際、平時と同様に特殊車両通行許可の手続は必要ですか。

A

- ・ 災害時に、医療コンテナを緊急的に被災地等に運搬する車両については、「災害救助、人命救助のため使用される車両」(車両の通行の許可の手続等を定める省令第7条第1項1号)にあたることから、徐行等の道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、特殊車両通行許可を受けることなく通行することが可能です。
- ・ 東日本大震災発災直後においても、岩手県、宮城県、福島県、茨城県北部の沿岸部を通行する特殊車両を対象に、緊急通行車両確認標章を得ている車両は、手続きを不要とする措置を講じました。
- ・ ただし、当該地域の道路状況は逐次変化していることから、実際の通行に際しては、当該地域を避けて通行することや、貨物の減載等により小型車両での輸送に切り替える等の協力を要請した上で、やむを得ず通行する場合には、現地道路管理者と個別対応を行うよう、運送事業者にお願いしていました。

(参考)

- ・ 車両制限令(昭和36年政令第265号)

第十四条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車及び災害救助、水防活動等の緊急の用務又はその他の公共の利害に重大な関係がある公の用務のために通行する国土交通省令で定める車両(中略)で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、この政令の規定は、適用しない。

2 (略)

- ・ 車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)

第七条 令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。

一 災害救助、人命救助(傷病者を緊急に医療機関その他の場所に搬送することを含む。)、水防活動、消火活動又は火災現場への臨場のため使用される車両

二～十五 (略)

2 (略)

【問合せ先】

国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室
tel. 03-5253-8111(代表) 内線 37425

Q22 酸素ボンベやヘリウムガス等の高圧ガスを搭載している医療コンテナ車の通行が規制されている区間はありますか。

A

- ・ 道路法第 46 条第 3 項の規定では、道路管理者は、水底トンネルやこれに類するトンネル(水際トンネル、長大トンネル(延長 5,000m 以上))について、道路構造の保全、交通の危険防止の観点から、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止又は制限することができることとされています。
- ・ この規定に基づき、現在、各道路管理者において、水底トンネル等 37 箇所に対して高圧ガスを含む危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限を行っており、その内容を公示しています。
- ・ 水底トンネル等においては、
 - ・ 酸素又はヘリウムを積載する車両に対し、圧縮ガスの場合は、ガス容積 60m³ 以下とすること 等
 - ・ 軽油燃料を搭載する車両に対し、1000 リットル未満とすること 等の制限が設けられています。
- ・ なお、水底トンネル等以外の通行については、道路法による規制は設けられていません。

(参考)

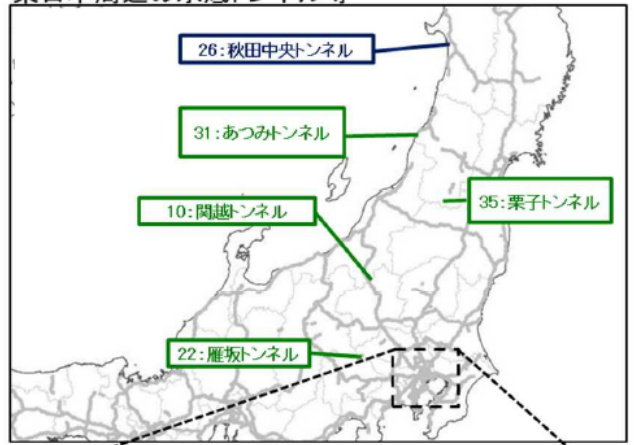
- ・ 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
 - 第四十六条 (略)
 - 2 (略)
 - 3 道路管理者は、水底トンネル(水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。
- ・ 道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)
 - 第四条の九 法第四十六条第三項に規定する国土交通省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネルとする。

- ・ 危険物の通行を規制する水底トンネル等(令和5年2月1日現在)

西日本周辺の水底トンネル等



東日本周辺の水底トンネル等



水底トンネル等一覧(37箇所)

区分	トンネル名	路線名	道路管理者	
長大	1:関門TN	中央自動車道	高速道路機構	
	2:新神戸TN	阪神高速32号	高速道路機構	
	10:関越TN	関越自動車道	高速道路機構	
	11:肥後TN	九州自動車道	高速道路機構	
	19:加久藤TN	九州自動車道	高速道路機構	
	20:観音TN	国道163号(第二院宗道路)	高速道路機構	
	22:雁坂TN	国道140号(雁坂TN有料道路)	山梨県道路公社	
	23:寒風山TN	国道194号	高知県・愛媛県	
	24:袴腰TN	東海北陸自動車道	高速道路機構	
	25:箕面グリーンロードTN	国道423号(箕面有料道路)	大阪府道路公社	
	28:飛騨TN	東海北陸自動車道	高速道路機構	
	31:あつみTN	日本海東北自動車道	東北地方整備局	
	34:横浜北TN	首都高速神奈川17号横浜北線	高速道路機構	
	35:栗子トンネル	東北中央自動車道	東北地方整備局	
	水底長大	21:東京湾アクアTN	東京湾横断道路	高速道路機構
		27:山手TN	首都高速中央環状線	高速道路機構
	水底 or 水陸	1:関門TN	国道2号	中国・九州地方整備局
2:羽田TN		首都高速1号羽田線	高速道路機構	
3:千代田TN		首都高速環状4号新宿線	高速道路機構	
4:八重洲TN		首都高速環状八重洲線	高速道路機構	
5:衣浦TN		愛知県道	愛知県道路公社	
8:東京港TN(首都高速)		首都高速岸線	高速道路機構	
9:桜木町TN		首都高速1号横浜線	高速道路機構	
12:空港北TN(首都高速)		首都高速湾岸線	高速道路機構	
13:羽田空港北TN(357)		国道357号	関東地方整備局	
14:名東TN		名古屋第二環状自動車道	高速道路機構	
15:守山TN		名古屋第二環状自動車道	高速道路機構	
16:多摩川TN		首都高速湾岸線	高速道路機構	
17:川崎港底TN		首都高速湾岸線	高速道路機構	
18:川崎港底TN		川崎市道	川崎市	
26:杉田中央道路		松中県道	松中県	
29:神戸長田TN		阪神高速31号神戸山手線	高速道路機構	
30:那覇うみそらTN		国道69号	沖縄総合事務局	
32:若戸TN	新名戸道路	北九州市		
37:横浜北西TN	国道357号	関東地方整備局		
37:横浜北西TN	首都高速神奈川17号横浜北西線	高速道路機構		

長大トンネル
 水底または水陸トンネル
 水底及び長大トンネル
 長大トンネル:長さ5,000m以上のトンネル
 水底トンネル:河川や運河、港湾等の水圏にあるトンネル
 水陸トンネル:水圏にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの

首都圏周辺



【問合せ先】
 国土交通省道路局道路交通管理課車両通行対策室
 tel. 03-5253-8111(代表) 内線 37434

Q23 40ft 背高コンテナを鉄道で運ぼうとする際に、高さ制限等により運べない路線はありますか。

A

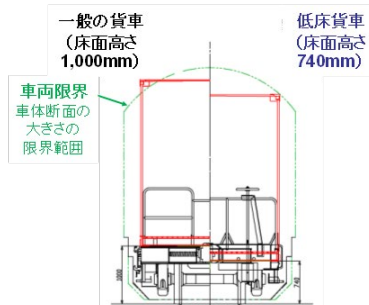
- ・ 現在、40ft 背高コンテナを鉄道で運べる区間は、東京・盛岡間の1区間のみとなっています(トンネル等の高さ制限に触れるため。)
- ・ このため、JR 貨物においては、全国各地へ 40ft 背高コンテナを運ぶため、通常のコンテナ貨車に比べて床面を低くした「低床貨車」の技術開発を進めているところです。

(参考)

- ・ 国際海上コンテナの輸送が可能な線区



- ・ 国際海上コンテナ積載時のイメージおよび低床貨車(コキ73形式)



海上コンテナ積載時の車両限界との関連
 (左)一般の貨車(コキ107形式)
 (右)低床貨車(コキ73形式)

低床貨車(コキ73形式)

【問合せ先】

国土交通省鉄道局貨物鉄道政策室

tel. 03-5253-8111(代表) 内線 40223,40522

Q24 MRI 装置を医療機関に設置する場合には、高周波利用設備として設置エリアの地方総合通信局へ申請を行い、許可を受ける必要がありますが、医療コンテナに設置した MRI 装置を移動させる場合の申請方法等について教えてください。また、災害時に移動する場合に申請は必要でしょうか。

A

- ・ 医療コンテナのように移動が発生する設備については、平時の医療コンテナ導入時に、「移動する設備」として、高周波利用設備の常置場所(車庫等)の地区を管轄する地方総合通信局に申請していただきますようお願いします。
- ・ 申請の手続きは、固定設置の設備と同様となります。
- ・ なお、災害時に移動する場合に「移動する設備」として1度許可を受けた設備は改めて許可を得る必要はありません。
- ・ 詳細は、下記問合せ先の「高周波利用設備」担当までお願いします。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtab1/>

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課電磁障害係
tel. 03-5253-5905(直通)

Q25 自然公園法で、医療コンテナは「工作物(建築物)」として取り扱われますか(工作物(建築物)扱いとなる場合には、壁面の色や屋根の形状等の変更が必要となる場合があるため)。

A

- ・ 医療コンテナが土地に新たに定着する形で設置され、随時かつ任意に移動できない状態である場合は、「工作物の新築」として取り扱われることとなるため、自然公園法第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項及び第 22 条第 3 項の規定に基づき、設置にあたっては環境大臣等の許可が必要となります。
- ・ ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、その行為をした日から起算して 14 日以内に届出を行うことで、同法第 20 条第 3 項等の規定に基づく許可は不要となります。
- ・ この場合、個々の医療コンテナの設置が「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」に該当するか否かは、現地の状況や緊急性等を考慮した上で、個別具体的に判断されることとなります。一般論としては、当該行為を緊急に実施しないことによって国民の生命や財産が著しく損なわれるおそれがあると判断される場合には、「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」として取り扱われます。
- ・ 非常災害のために必要な応急措置に関する規定は、実情の把握を目的に事後の届出を定めているものであり、届出時に色彩の変更等が必要となるものではありません。なお、非常災害のために必要な応急措置として設置した工作物を、非常災害のために必要と認められる範囲を超えて残置する場合等においては、「工作物の新築」として改めて環境大臣等の許可が必要となり、許可にあっては色彩の変更等が必要となる場合がありますので、念のため申し添えます。

(参考)

- ・ 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
 - 第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。
 - 2 (略)
 - 3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急

措置として行う行為(中略)は、この限りでない。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二～十四 (略)

十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。

十六～十八 (略)

4～6 (略)

7 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、国立公園にあっては環境大臣に、国定公園にあっては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

8・9 (略)

【問合せ先】

環境省自然環境局国立公園課保護係

tel. 03-5521-8278(代表) 内線 6442

Q26 医療コンテナで使用した医療廃棄物については、どのように取り扱う必要がありますか。

A

- ・ 廃棄物のうち、「感染性廃棄物」については通常の廃棄物と異なる取り扱いが必要です。ここで、「感染性廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の4の項に定めのある、医療関係機関等において医療行為等により発生するもので、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物が該当します。
- ・ 医療コンテナが医療関係機関等に該当する場合には、上記の廃棄物については感染性廃棄物として取り扱う必要があります。
- ・ また、感染性・非感染性の判断が難しい場合であって、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は、感染性廃棄物と同等の取扱いとすることが望ましいです。
- ・ なお、個別の廃棄物分類の判断について確認が必要な場合には、自治体（都道府県もしくは政令市）にお問い合わせ下さい。
- ・ 「感染性廃棄物」の処理に関する詳細については、『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和4年6月環境省）』[※]をご参照下さい。

※<https://www.env.go.jp/content/000044789.pdf>

（参考）

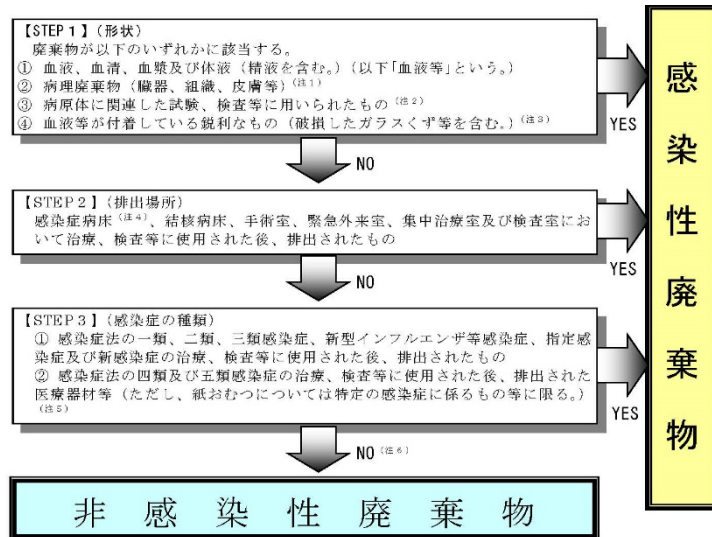
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
 - 第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項（中略）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。
 - 一～七（略）
 - 八 別表第一の四の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものに限る。以下「感染性一般廃棄物」という。）
 - 第二条の四 法第二条第五項（中略）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
 - 一～三（略）
 - 四 感染性産業廃棄物（別表第一の四の項の下欄に掲げる廃棄物（法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）及び別表第二の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものにあつては、同表の上欄に掲げる施設において生じたものに限る。）をいう。以下同じ。）

五～十一（略）

別表第一

一～三	(略)	(略)
四	イ 病院 ロ 診療所 ハ 臨床検査技師等に関する法律(中略)に規定する衛生検査所 ニ 介護保険法(中略)に規定する介護老人保健施設 ホ 介護保険法(中略)に規定する介護医療院 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体(以下この項において「感染性病原体」という。)を取り扱う施設であつて、環境省令で定めるもの	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。)であつて、別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの

・ 感染性廃棄物の判断フロー(『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』より)



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・ 血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン固定臓器等を含む。

(注2) 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
 なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

【問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
 tel. 03-3581-3351(代表)
 tel. 03-5501-3157(廃棄物規制課)
 tel. 03-5501-3154(廃棄物適正処理推進課)

Q27 医療コンテナの活用にあたり、排水処理(汚水・雨水・医療排水)にかかる規制はありますか。

A

- ・ 水質汚濁防止法においては、同法第 2 条第 2 項に規定する「特定施設」を設置する事業場に対して、施設設置時の事前の届出制や排水規制等を適用しています。
- ・ 医療コンテナの活用にあたって「特定施設」に該当する可能性があるものとしては、病床数が 300 以上ある病院において設置される厨房施設、洗浄施設※、入浴施設が挙げられます。

※機械、器具、検体、衣類等の洗浄を行う施設(写真フィルム現像洗浄施設、検査専用の排ガス洗浄施設を含む)

- ・ なお、都道府県によっては、特定施設の規模要件等を強化していることもありますので、特定施設の該当性については都道府県にお問い合わせ下さい。

(参考)

- ・ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)

第二条 (略)

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質(以下「有害物質」という。)を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3～9 (略)

- ・ 水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年法律第 188 号)

第一条 水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める施設は、別表第一に掲げる施設とする。

別表第一

一～六十八 (略)

六十八の二 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの

イ ちゆう房施設

ロ 洗浄施設

ハ 入浴施設

六十九～七十四 (略)

【問合せ先】

環境省水・大気環境局水環境課

tel. 03-3581-3351(代表) 内線 6629

Q28 医療コンテナの活用にあたり、騒音にかかる規制はありますか。

A

- ・ 医療コンテナを運用するにあたって、騒音規制法に基づく規制はありません。
- ・ 騒音規制法で規制対象としている「特定施設」は、騒音規制法施行令別表第一に掲げる施設となっていますので、参考として下さい。

(参考)

- ・ 騒音規制法施行令(昭和 43 年政令第 324 号)

別表第一

一 金属加工機械

イ〜ル (略)

二 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

三 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

四 織機(原動機を用いるものに限る。)

五 建設用資材製造機械

イ・ロ (略)

六 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)

七 木材加工機械

イ〜ハ (略)

八 抄紙機

九 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)

一〇 合成樹脂用射出成形機

一一 鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

【問合せ先】

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

tel. 03-3581-3351(代表) 内線 25478

Q29 災害地域の小動物保護(獣医療施設)に医療コンテナを使用するにあたって、規制や課題はありますか。

A

- ・ ペットの救護施設という点で動物愛護管理法上の規制はありませんが、災害時に必要な動物救護施設の設置にあたっては、「早急な設置・運営」「十分な逸走防止対策」と「収容動物のストレスを軽減できる飼育環境の整備」とのバランスが重要です。
- ・ 収容動物のストレスを軽減できる飼育環境を確保するためには、犬と猫を別棟又は別室で管理すること、猫については高さのあるケージ、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム(運動場所)を用意すること、犬については身体を伸ばせるケージ又は寝床と運動場所が区分されているものを用意すること等が必要です。
- ・ 以上のようなハード面の対策の他、地域防災計画上の位置づけや獣医師・ボランティアとの連携、地域住民への事前周知といったソフト面の対策も重要となります。

(参考)

- ・ 人とペットの災害対策ガイドライン(平成 30 年 3 月 環境省)
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

【問合せ先】

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
tel. 03-3581-3351(代表) 内線 7414

Q30 遠隔医療を実施するにあたり、出力の大きい通信機器の使用や通信データ容量、通信速度の観点から、通信環境規制(電波法等)を含めてどのような課題が想定されますか。

A

- ・ 総務省では、令和 2 年度から、遠隔手術の実現に必要な通信環境やネットワークの条件等を整理するための実証研究に取り組んでいます。令和 4 年 6 月には、令和 3 年度までの研究成果を踏まえ、日本外科学会において『遠隔手術ガイドライン』が策定されており、同ガイドラインにおいて、実施施設やスタッフの要件、必要な情報通信システム等が整理されています。
- ・ 高精細な内視鏡映像のリアルタイムでの送信や、多様な通信環境(光回線と無線回線の混在等)といった、より実際の活用シーンを想定した同ガイドラインの精緻化が課題と認識しており、令和 4 年度からは、そのための実証研究(高度遠隔医療ネットワーク実用化研究事業)に取り組んでいます。
- ・ なお、無線システムをご利用になる場合は、無線局免許の取得手続き等が必要になる場合(自営回線を構築する場合等)がありますので、誰が無線局を管理し、いつ、どのように使用するか等について整理いただくことが必要と考えます。

(参考)

- ・ 遠隔手術ガイドライン(令和 4 年 6 月 22 日 (一社)日本外科学会)
<https://jp.jssoc.or.jp/uploads/files/info/info20220622.pdf>

【問合せ先】

・実証研究について

総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
tel. 03-5253-5111(代表) 内線 5857

・電波法について

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課
tel. 03-5253-5873(直通)

Q31 酸素ボンベ(医療ガス搭載コンテナ)、ヘリウムガス(MRI コンテナ)等の高圧ガスにかかる規制はどうなっていますか。

A

- ・ 具体的な規制の内容は、使用形態・仕様等により異なりますが、酸素ボンベ及びヘリウムガスに関しては、一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)(以下「一般則」という。)等の適用が考えられます。
- ・ 容器による貯蔵、移動、容器内の高圧ガスの消費を行う場合には、以下のような規制がありますので、詳細は実際の設備等に照らしてご確認下さい。

【貯蔵に関して】

一般則第 18 条から第 30 条:行政手続き及び技術上の基準への適合(ガス種、貯蔵能力に応じ) 等

【移動に関して】

一般則第 50 条第 1 項:技術上の基準への適合(容器の本数、その内容積等に応じ)

【消費に関して】

一般則第 58 条から第 60 条:行政手続き及び技術上の基準への適合(ただし、酸素ボンベによる液化酸素の貯蔵数量が 3,000kg 未満の場合及びヘリウムガスの場合には、一般則第 60 条第 1 項の技術上の基準への適合のみで行政手続きは不要)

※1. 積載された酸素ボンベから他の容器に高圧ガスを移充填する等、高圧ガスの製造を行う場合には、一般則第 3 条から第 5 条、第 8 条、第 10 条から第 12 条による行政手続き及び技術上の基準への適合が処理能力に応じて必要です。

※2. ヘリウムガスに関しては、冷凍設備としての機器内にある高圧ガスの場合、上述の消費ではなく、冷凍保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 51 号)の適用を受ける移動式製造設備として、同規則第 3 条から第 5 条、第 8 条から第 19 条による行政手続き及び技術上の基準への適合が、冷凍能力に応じて必要です。

なお、令和 3 年 10 月の政令改正において、冷凍機的能力が 3 冷凍トン以上 5 冷凍トン未満の場合、技術基準に従って製造する義務を免除するなどの冷凍保安規則の一部改正が行われています。

※3. 高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る行政手続きは、都道府県知事又は指定都市の長がその事務・権限を有しています。医療用コンテナを災害時にも活用することを前提とする場合は、災害時においても平時の許可等が有効となるように、

申請を行う者が通常時に設置する区域や当該コンテナの派遣が想定される区域を管轄する都道府県等の担当部署にご相談ください。

(令和5年7月追記)

【問合せ先】

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室
tel. 03-3501-1706(直通)

病院・診療所病床に関する主な構造設備の標準

		必要施設	病床面積	廊下幅
病 院	一般 病床	<ul style="list-style-type: none"> ・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設 ・エックス線装置 ・調剤所 ・給食施設 ・分娩室及び新生児の入浴施設 ※2 ・消毒施設 ・洗濯施設 ・消火用の機械又は器具 	6.4㎡/床 以上 〈既設〉※3 6.3㎡/床 以上(1人部屋) 4.3㎡/床 以上(2人以上)	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.1m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上
	療 養 病 床	一般病床(病院)の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室 	一般病床(病院)と同じ 〈既設〉※3 6.0㎡/床 以上	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.7m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上
	精 神 病 床	一般病床(病院)の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な施設 	一般病床(病院)と同じ	療養病床(病院)と同じ (大学病院等 ※1については、一般病床(病院)と同じ)
	感 染 症 病 床 結 核 病 床	一般病床(病院)の必置施設に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・他の部分へ流入しないような機械換気設備 ・感染予防のためのしゃ断その他必要な施設 ・一般病床(病院)に必置とされる消毒施設のほかに必要な消毒設備 	一般病床(病院)と同じ	一般病床(病院)と同じ
診 療 所	療 養 病 床	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用の機械又は器具 ・機能訓練室 ・談話室 ・食堂 ・浴室 	一般病床(病院)に同じ 〈既設〉※3 6.0㎡/床 以上	片側居室 1.8m以上 両側居室 2.7m以上 〈既設〉※3 片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上
	一 般 病 床	<ul style="list-style-type: none"> ・消火用の機械又は器具 	6.3㎡/床 以上(1人部屋) 4.3㎡/床 以上(2人以上)	片側居室 1.2m以上 両側居室 1.6m以上 (定員9人以下の診療所は適用外)

※1 大学病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)のほか、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(特定機能病院を除く。)のことをいう。

※2 産婦人科又は産科を有する病院に限る。

※3 既設とは、平成13年3月1日時点で既に開設の許可を受けている場合のことをいう。

医総発 0321 第 1 号
平成 23 年 3 月 21 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の
地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震、同月 12 日の長野県北部の地震及び同月 15 日の静岡県東部の地震(以下「東北地方太平洋沖地震等」という。)に伴う医療法(昭和 23 年法律第 205 号)、医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)の取扱いについて、都道府県等からお問い合わせがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項について、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

なお、今般、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 23 年政令第 19 号)が平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)の規定の一部が、東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなったことを受け、当該法律の規定のうち医療提供体制に係る事項について、今後通知する予定ですので、ご注意ください。

記

- 1 東北地方太平洋沖地震等により、病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物(仮設建物を含む。)又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支

えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

- 2 東北地方太平洋沖地震等による患者に対応するため、一時的に診療時間を延長する場合には、診療時間変更の届出は省略して差し支えないこと。
- 3 東北地方太平洋沖地震等により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第 10 条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第 3 号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。
- 4 東北地方太平洋沖地震等の避難所等において巡回診療を行う必要がある場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(昭和 37 年 6 月 20 日医発第 554 号厚生省医務局長通知)における取扱いに関わらず、実施計画を適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
また、同様に東北地方太平洋沖地震等の避難所において医師個人が巡回診療を行う場合は、避難所等における医療提供体制の実情に鑑み、必要性が高い場合においては、上記取扱いの下で実施することとして差し支えないこと。
- 5 東北地方太平洋沖地震等により病院又は療養病床を有する診療所の医師その他の従業者(以下「医師等」という。)が、被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該医師等を医療法施行規則第 19 条、第 21 条の 2 又は第 22 条の 2 に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。
- 6 東北地方太平洋沖地震等により病院等の開設者が被災又は当該被災地内で医療活動に従事するため、被災前の病院等の休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。

医政総発 0530 第 2 号
平成 23 年 5 月 30 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長

東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについて(通知)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う医療法等の取扱いについては、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震、長野県北部の地震及び静岡県東部の地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 21 日医政総発 0321 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知。以下「平成 23 年 3 月通知」という。)によりお示ししているところですが、東日本大震災の被災地の復興及び東京電力株式会社福島原子力発電所の影響への対応のため、医療法等の取扱いについて下記のとおりまとめましたので、お知らせいたします。これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

なお、本通知は、東日本大震災に伴う医療法等の取扱いを入念的に明らかにするものであり、従来からの取扱いを変更する趣旨ではなく、また、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 東日本大震災の被災地において、被災者に対し医療を提供するため、仮設診療所を開設する場合には、医療法の規定に基づく診療所の開設許可又は届出の手続きは、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- 2 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)に基づく避難区域等の設定に伴う医療法の取扱いについては、以下のとおりとすること。
 - (1) 避難区域等の設定に起因して病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)を他に移転する場合には、平成 23 年 3 月通知の記 1 と同様の取扱いとして差し支

えないこと。

(注)平成 23 年 3 月通知の記 1 は以下のとおり。

- ・ 東北地方太平洋沖地震等により、病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の建物の全部又は一部が破損し、医療の提供が不可能な場合において、これに代替する建物(仮設建物を含む。)又は建物内の他の部分において一時的に医療の提供を継続しようとする場合には、医療法第 7 条又は第 8 条の規定に基づく医療機関の開設に係る許可又は届出は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

また、その場合において、病院等の開設者が事前に当該建物等の安全を十分に確認するときには、同法第 27 条の規定に基づく使用前検査及び使用許可の手続きについても同様に適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。

(2) 避難区域等の設定に起因して病院等を休止する場合には、当該設定は医療法第 8 条の 2 第 1 項にいう 1 年を超えて病院等を休止する正当な理由に当たると解して差し支えないこと。

(3) 避難区域等から避難した先で新たに病院等を開設する場合には、医療法第 12 条第 2 項の許可を省略して、避難区域等に所在する病院等の管理者が新たに開設される病院等の管理者となることを認めて差し支えないこと。

(4) 病院又は病床を有する診療所が、避難区域等から避難した患者を入院させる場合であって、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、平成 23 年 3 月通知の記 3 と同様の取扱いとして差し支えないこと。

(注)平成 23 年 3 月通知の記 3 は以下のとおり。

- ・ 東北地方太平洋沖地震等により、現に入院医療の必要な患者がいるものの、近隣の病院又は診療所の受入体制が十分でない等の緊急時においては、医療法施行規則第 10 条に規定される「臨時応急」の場合であることから、同条第 1 号及び第 2 号の規定に関わらず定員以上に患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることは、認めて差し支えないこと。また、同条第 3 号に規定される病床の種別に関わらず、患者を入院させて差し支えないこと。

3 病院等の管理者が、東日本大震災の被災地に赴いて医療活動に従事する場合において、当該病院等の開設者が、必要に応じて管理者に代わる医師を確保するとともに、あらかじめ医療の提供に係る責任を明確にするときは、管理者の変更手続きを省略して当該病院等における診療の継続を認めて差し支えないこと。

医政発 0629 第 8 号
平成 23 年 6 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令の施行について(施行通知)

今般、東日本大震災による医療法第 8 条の規定等による届出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(平成 23 年政令第 194 号。別添参照。)が平成 23 年 6 月 29 日に公布され、同日施行されたところですので、貴職におかれましては、御了知の上、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の規定による義務の免責については、東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成 23 年政令第 19 号)第 4 条により、平成 23 年 6 月 30 日までとされていたところ。今般、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 8 条の規定等による届出の義務については、平成 23 年 6 月 30 日までに義務の履行が困難な場合があることから、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、免責の期限を延長することとした。

第二 本政令の内容

- 1 免責の期限を平成 23 年 12 月 31 日まで延長する義務(第 1 号関係)
 - ① 医療法第 8 条の規定による臨床研修等修了医師等が診療所等を開設する場合の届出の義務
 - ② 医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定による病院等を休止又は再開した場合の届出の義務
 - ③ 医療法第 9 条第 1 項の規定による病院等を廃止した場合の届出の義務
 - ④ 医療法第 9 条第 2 項の規定による病院等の開設者が死亡し、又は失踪宣告

を受けた場合の届出の義務

2 免責の期限を平成 23 年 9 月 30 日まで延長する義務(第 2 号関係)

医療法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の届出の義務

第三 施行期日

本政令は、公布の日から施行すること。

第四 留意事項

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置について(通知)」(平成 23 年 3 月 17 日付け医政発 0317 第 22 号厚生労働省医政局長通知)第二において列挙した義務のうち以下のものであって、東日本大震災により履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、免責の期限を平成 23 年 6 月 30 日から延長しないので、御留意いただきたい。

1 医療法関係

① 医療法人の清算人による公告義務(第 56 条の 8 第 1 項)

② 医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務(第 58 条)

③ 医療法人合併認可後の公告等の義務(第 59 条第 1 項)

2 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)関係

臨床研修プログラム変更等の届出等の義務(医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 4 条及び第 9 条)

3 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)関係

衛生検査所の登録の変更等の届出の義務(第 20 条の 4 第 3 項)

4 歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)関係

歯科技工所の開設の届出の義務(第 21 条)

5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)関係

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の届出の義務(第 9 条の 2)

6 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)関係

柔道整復師の施術所の開設の届出の義務(第 19 条)

以上

医発第 554 号

昭和 37 年 6 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

巡回診療の医療法上の取り扱いについて

いわゆる巡回診療(巡回診療において行われる予防接種も含む。)については、その実施の方法に種々の態様のものがみられるが、これらはいずれも一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療が行なわれるものであり、原則として医療法上は診療所の開設に該当するものと解される。しかしながら、無医地区における医療の確保又は地域住民に対して特に必要とされる結核、成人病等の健康診断の実施等を目的として行なう巡回診療であつて、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められるものについては、医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられるので、今後これらの巡回診療に関しては、左記のとおり取り扱つて差し支えないこととしたので通知する。

なお、この取り扱いは、巡回診療が特に必要である場合に認められるものであるので、巡回診療実施計画、実施主体の定款又は寄附行為及び実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないこと等について十分確認のうえ適用することとし、これが必要と認められなくなつた場合には直ちにこの取り扱いを中止することとされたい。

記

第一 この取り扱いは、次のいずれかに該当する場合にのみ認められるものであること。

- 一 巡回診療車又は巡回診療船であつて当該車輛又は船舶内において診療を行なうことができる構造となつているもの(以下「移動診療施設」という。)を利用する場合。
- 二 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であつて、定期的に反覆継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれることのないもの。

第二 医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については次のとおりとすること。

- 一 巡回診療が病院又は診療所の事業として行われるものでない場合。

- (一) 巡回診療の実施主体毎に診療所開設の手続をとるものとする。
- (二) この場合医療法施行規則第一条に基づく開設の許可申請又は届出にあつては、次のとおりの取り扱いとすること。

- ア 実施主体が当該都道府県内に所在しない場合は、開設者の住所については、実施主体の住所に併せて、当該都道府県内の連絡場所を記載させること。

- イ 開設の場所に代えて、おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。

- これを変更したときも同様とすること。

- ウ 開設の目的及び維持の方法については診療報酬の徴収方法を併記させること。

- エ 敷地及び建物の状況にかえて移動診療施設を利用する場合はその構造設備の概要を記載させること。

- なお、これを変更した場合には変更許可又は届出の手続をとらせること。

- (三) (二)のイに記した医師又は歯科医師である実施責任者をもつて管理者とみなして差し支えないこと。なお、この場合に医療法第一二条第二項の規定に基づく許可は要しないものとして差し支えないこと。

- (四) 医療法施行令第四条の二第一項及び第二項の規定に基づく届出は、行わなくて差し支えないこと。

- (五) 医療法第八条及び医療法施行令第四条第三項の規定に基づく医療法施行規則第四条第三号の規定に基づく届出は、行わなくて差し支えないこと。

- (六) 開設の許可をなすにあつては、当該巡回診療を行なうためにのみ許可されること及び(二)のイに記した実施計画が引き続き提出されない場合であつて、正当な休止の理由のない場合には、廃止されたものとする旨申請者に承知させること。

- (七) 巡回診療を行なうにあつては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

二 巡回診療が病院又は診療所の事業として当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行なわれる場合

- (一) 新たに診療所開設の手続を要しないものとするが、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

- これを変更したときも同様とすること。

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地

- イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地

- ウ おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画
 - エ 診療を行なおうとする科目
 - オ 巡回診療実施の目的及び維持の方法並びに診療報酬の徴収方法
 - カ 移動診療施設を利用する場合は、その構造設備の概要
 - キ 当該病院又は診療所の開設者が公益法人等である場合には定款又は寄附行為
- (二) (一)のウに記した医師又は歯科医師である実施責任者をして当該病院又は診療所の管理者の指揮監督のもとに医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則つて巡回診療を管理させること。
- (三) 巡回診療の実施に関しては、医療法施行令第四条又は第四条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく許可又は届出を要しないものとして差し支えないこと。
- (四) 巡回診療を行なうにあつては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
- 三 巡回診療が、病院又は診療所の事業として行なわれる場合であつても、当該病院又は診療所が巡回診療を行なう都道府県内に所在しない場合一と同様の取り扱いとすること。

健政発第 927 号

平成 7 年 11 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて

標記について、疾病予防、成人病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断(以下「巡回健診」という。)に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診の実施については、新たに診療所開設の手續を要しないものとする。こと。
 - ア 結核予防法、労働安全衛生法等に基づく健康診断、老人保健法に基づく医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施する巡回健診(疾病の治療を前提としたものを除く。)であること。
 - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 巡回健診車又は巡回健診船であって当該車輛又は船舶内において健康診断を行うことができる構造設備となっているもの(以下「移動健診施設」という。)を利用する場合
 - (イ) 移動健診施設以外の施設を利用して行われる巡回健診であって、定期的に反覆継続(おおむね週二回以上とする。)して行われることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行われることのないもの
 - (2) (1)による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
 - イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
 - ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画
 - エ 健康診断の項目
 - オ 実施の目的、方法及び健康診断費用の徴収方法
 - カ 移動健診施設を利用する場合は、その構造設備の概要
- (3) (1)による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。
- ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させること。
 - イ 巡回健診を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
 - ウ 医療法人が巡回健診を行う場合にあっては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。
- (4) (1)による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。
- 2 巡回健診が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

医政総発 0708 第1号
医政地発0708第1号
医政経発0708第2号
令和3年7月8日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)

厚生労働省医政局経済課長
(公印省略)

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第6条の12及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第1条の11の規定に基づき、病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置(以下「安全管理体制確保措置」という。)については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知)により通知し、その運用に当たって、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(平成30年6月12日付け医政地発0612第1号・医政経発0612第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長・経済課長連名通知。以下「前通知」という。)により留意点を付してきたところである。

今般、平成30年度から令和2年度までの間に実施した厚生労働行政推進調査事業「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」において、「医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針」(別添1)及び「医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針」(別添2)が策定されたことに伴い、前通知を廃止し、今後、安全管理体制確保措置については下記のとおりとすることとしたので、遺憾なきを期されたい。

また、貴管下の病院等に対し周知するとともに、必要に応じこれらの機関を指導されたい。

記

第1 医療機器安全管理責任者について

病院等の管理者は、規則第1条の11第2項第3号に規定する医療機器の安全使用のための責任者(以下「医療機器安全管理責任者」という。)を配置すること。

医療機器安全管理責任者については次のとおりとする。

1. 資格

医療機器安全管理責任者は、医療機器の適切な使用方法、保守点検の方法等、医療機器に関する十分な経験及び知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師（助産所の場合に限る）、看護師、歯科衛生士（主として歯科医業を行う診療所に限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。なお、医療機器の適切な保守を含めた包括的な管理に係る実務を行うことができる者であること。

2. 他の役職との兼務

病院における医療機器安全管理責任者は、管理者との兼務を不可とするが、医薬品安全管理責任者等の他の役職との兼務を可とすること。

3. 安全管理のための体制を確保しなければならない医療機器

医療機器安全管理責任者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第4項に規定する医療機器のうち、当該病院等が管理するもの全てに係る安全管理のための体制を確保しなければならないこと。なお、当該医療機器には、病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用される医療機器及び、病院等に対し貸し出された医療機器も含まれること。

4. 業務

医療機器安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとする。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。

- (1) 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- (2) 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施（従業者による当該保守点検の適切な実施の徹底のための措置を含む。）
- (3) 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施

第2 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修について

医療機器安全管理責任者は、規則第1条の11第2項第3号の規定に基づき、従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を次のとおり、行うものとする。

1. 研修の定義

医療機器の安全使用のための研修は、個々の医療機器を適切に使用するための知識及び技能の習得又は向上を目的として行われるものとし、具体的には次に掲げるものが考えられること。

- (1) 新しい医療機器の導入時の研修

病院等において過去に使用した実績のない新しい医療機器を導入する際には、当該医療機器を使用する予定の者に対する研修を行い、その実施内容について記録すること。なお、体温計・血圧計等、当該病院等において既に使用しており、操作方法等が周知されている医療機器に関しては、この限りではないこと。

(2) 特定機能病院における定期研修

特定機能病院においては、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器に関しての研修を年2回程度、定期的に行い、その実施内容について記録すること。

なお、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器には次に掲げる医療機器が含まれること。

- ① 人工心肺装置及び補助循環装置
- ② 人工呼吸器
- ③ 血液浄化装置
- ④ 除細動装置(自動体外式除細動器(AED)を除く。)
- ⑤ 閉鎖式保育器
- ⑥ 診療用高エネルギー放射線発生装置(直線加速器等)
- ⑦ 診療用粒子線照射装置
- ⑧ 診療用放射線照射装置(ガンマナイフ等)

2. 研修の実施形態

研修の実施形態は問わないものとし、病院等において知識を有する者が主催する研修はもとより、当該病院等における外部講師による研修、当該病院等以外の場所での研修、製造販売業者による取扱説明等も研修に含まれること。

なお、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととする。

3. 研修対象者

病院等において当該医療機器の使用に携わる医療従事者等の従業者

4. 研修内容

研修の内容については、次に掲げる事項とすること。

- ① 医療機器の有効性・安全性に関する事項
- ② 医療機器の使用方法に関する事項
- ③ 医療機器の保守点検に関する事項
- ④ 医療機器の不具合等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項
- ⑤ 医療機器の使用に関して特に法令上遵守すべき事項

5. 研修において記録すべき事項

上記1(1)及び(2)の研修については、開催又は受講日時、出席者、研修項目のほか、研修の対象とした医療機器の名称、研修を実施した場所(当該病院等以外の

場所での研修の場合)等を記録すること。また、上記1(2)に掲げる研修が必要と考えられる医療機器については、「医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針」及び「医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針」も踏まえて研修の記録を行うこと。

なお、当該記録は、各病院等において適切な保存期間を定め、適切に保存すること。

6. その他

上記1(1)及び(2)の研修以外の研修については必要に応じて実施すること。

第3 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施について

1. 保守点検計画の策定

医療機器の保守点検に関する計画(以下「保守点検計画」という。)の策定に当たっては、医薬品医療機器等法の規定に基づき、添付文書に記載されている保守点検に関する事項を参照すること。また、必要に応じて、当該医療機器の製造販売業者に対して情報提供を求めるとともに、当該製造販売業者より入手した保守点検に関する情報をもとに研修等を通じて安全な使用を確保すること。

(1) 保守点検計画を策定すべき医療機器

医療機器の特性等に鑑み、保守点検が必要と考えられる医療機器については、機種別に保守点検計画を策定すること。保守点検が必要と考えられる医療機器には、次に掲げる医療機器が含まれる。

- ① 人工心肺装置及び補助循環装置
- ② 人工呼吸器
- ③ 血液浄化装置
- ④ 除細動装置(自動体外式除細動器(AED)を除く)
- ⑤ 閉鎖式保育器
- ⑥ X線CT装置(医用X線CT装置)
- ⑦ 診療用高エネルギー放射線発生装置(直線加速器等)
- ⑧ 診療用粒子線照射装置
- ⑨ 診療用放射線照射装置(ガンマナイフ等)
- ⑩ 磁気共鳴画像診断装置(MRI 装置)

(2) 保守点検計画において記載すべき事項

保守点検計画には、以下の事項を記載すること。

- ① 医療機器名
- ② 製造販売業者名
- ③ 型式

④ 保守点検をする予定の時期、間隔、条件等

2. 保守点検の適切な実施

(1) 保守点検の記録

上記1(1)に掲げる保守点検が必要と考えられる医療機器については、個々の医療機器ごとに、保守点検の状況を記録すること。保守点検の記録は、以下の事項が把握できるよう記載すること。

- ① 医療機器名
- ② 製造販売業者名
- ③ 型式、型番、購入年
- ④ 保守点検の記録(年月日、保守点検の概要及び保守点検者名)
- ⑤ 修理の記録(年月日、修理の概要及び修理者名)

なお、上記以外の事項でも、医療機器の保守点検を実施する過程で得られた情報はできる限り記録及び保存し、以後の医療機器の適正な保守点検に活用すること。また、上記1(1)に掲げる保守点検が必要と考えられる医療機器については、「医療機関における生命維持管理装置等の研修および保守点検の指針」及び「医療機関における放射線関連機器等の研修および保守点検の指針」も踏まえて保守点検の記録を行うこと。なお、当該記録は、各病院等において適切な保存期間を定め、適切に保存すること。

(2) 保守点検の実施状況等の評価

医療機器の特性を踏まえつつ、保守点検の実施状況、使用状況、修理状況等を評価し、医療安全の観点から、必要に応じて操作方法の標準化等の安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うとともに、保守点検計画の見直しを行うこと。

(3) 保守点検の外部委託

医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検を外部に委託する場合には、法第15条の3第2項に規定する基準を遵守すること。なお、医療機器安全管理責任者は、保守点検を外部に委託する場合も、保守点検の実施状況等の記録を保存し、管理状況を把握すること。

第4 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施について

1. 添付文書等の管理について

医療機器の使用に当たっては、医療機器の製造販売業者が指定する使用方法を遵守すべきである。そのため、医療機器安全管理責任者は、医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、その管理を行うこと。なお、医療機器を管理する過程で、製造販売業者が添付文書等

で指定した使用・保守点検方法等では、適正かつ安全な医療遂行に支障を来たす場合には、病院等の管理者への状況報告及び当該製造販売業者への状況報告を行うとともに、適切な対処法等の情報提供を求めることが望ましいこと。

2. 医療機器に係る安全性情報等の収集について

医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られた情報を当該医療機器に携わる者に対して適切に提供すること。

3. 病院等の管理者への報告について

医療機器安全管理責任者は、自らが管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、当該病院等の管理者への報告等を行うこと。また、情報の収集等に当たっては、医薬品医療機器等法において、①製造販売業者等が行う医療機器の安全な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること等(医薬品医療機器等法第68条の2第2項)、②病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医療機器について、当該品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して直接副作用等を報告することが義務付けられていること(医薬品医療機器等法第68条の10第2項)に留意する必要があること。

第5 その他

第1及び第4についての不明点は、医政局総務課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局経済課に問い合わせること。

その他、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療画課に問い合わせること。

医政地発 0726 第1号
医政産情企発0726第1号
令和4年7月26日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公印省略)
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公印省略)

医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点
について(一部訂正)

医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第6条の12及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第1条の11の規定に基づき、病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の管理者が講ずべき医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置(以下「安全管理体制確保措置」という。)については、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知)により通知し、その運用に当たっては、別添「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3年7月8日付け医政総発0708第1号・医政地発0708第1号・医政経発0708第2号厚生労働省医政局総務課長・地域医療計画課長・経済課長連名通知。)により留意点を付してきたところである。

厚生労働省組織再編により、本通知を下記のとおり訂正する。

記

(訂正前)

第5 その他

第1及び第4についての不明点は、医政局総務課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局経済課に問い合わせること。

その他、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

(訂正後)

第5 その他

第1及び第4についての不明点、診療用放射線の安全利用・防護に関する不明点は、医政局地域医療計画課に問い合わせること。

第2及び第3についての不明点は、医政局医薬産業振興・医療情報企画課に問い合わせること。

電話番号： 医政局地域医療計画課 03-6812-7836

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 03-3595-3409

以上

消防予第 92 号
令和2年4月7日

特定都道府県知事 殿

消防庁次長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第3項に規定する
臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び
臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について

令和2年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第32条の規定に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされ、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県が同法第38条第1項に規定する特定都道府県となりました。

特措法第48条第3項において、同条第1項に規定する臨時の医療施設については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項及び第2項の規定は適用せず、この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準(以下「臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準」という。)を定めることとされています。

つきましては、臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方及び臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 臨時の医療施設に係る消防用設備等の基準の考え方

(1) 既存の公共施設、宿泊施設等を活用する場合

ア 当該施設における防火安全性の確保に当たっては、施設の特徴を踏まえた防管理体制等を整備し、既設の消防用設備等を最大限活用することが重要であること。

イ 臨時の医療施設として活用するに当たっては、施設整備の緊急性に鑑み、次の各号に掲げる消防用設備等について、例示する防火管理体制の強化その他の措置が講じられれば、追加的に設置する必要はないものとする。

(ア) 屋内消火栓設備

巡回点検、火気・喫煙管理の徹底、初期消火・通報・避難誘導等に係る責任者の選任及び手順の確認等がなされていること。

(イ) スプリンクラー設備

(ア)に同じ

(ウ) 自動火災報知設備

巡回の強化及び警笛等の携行又は拡声器等の非常警報器具の設置により、火災を早期発見・報知できる体制が整備されていること。

(エ) 火災通報装置

常時消防機関へ通報することのできる電話(携帯電話を含む。)が設置されていること。

(オ) 誘導灯

施設内から直接屋外に通じる出入口に誘導標識又は蓄光式誘導標識が設置されていること。

ウ 上記(ア)、(イ)及び(ウ)の防火管理体制については、消防計画に記載するとともに、火災その他の災害時における応急対応について、施設関係者への徹底を図ること。

(2) 仮設のテントやプレハブを設置する場合

消火器具を適切に設置するとともに、上記(1)イ及びウに準じて運用されたいこと。

2 臨時の医療施設の開設に当たっての留意事項

特措法第48条第3項は、消防法第17条第1項及び第2項の規定を適用しないこととするものであり、これら以外の規定については引き続き適用されることから、臨時の医療施設の開設に際しては、事前に所在地を管轄する消防機関と相談されたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁予防課

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

消 防 災 第 3 6 4 号
消 防 危 第 1 7 1 号
平 成 2 5 年 1 0 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
消防庁危険物保安室長
(公印省略)

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いた給油・注油や、危険物施設以外の場所での一時的な危険物の貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況を踏まえ、消防庁では平成24年度に「東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」を開催して東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態を調査するとともに、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行ったところです。

今般、当該検討会の検討結果を踏まえ、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドラインを別紙1のとおり策定しました。

また、「東北地方太平洋沖地震における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項に係る啓発用資料の送付について」（平成23年3月17日付け事務連絡）に基づく運用を踏まえ、震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項を別紙2のとおり取りまとめました。

つきましては、消防機関における震災等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用にご活用いただくとともに、震災等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される申請者に対し実施計画の積極的な策定指導に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、震災時等においては、避難所の非常用電源・暖房設備等への円滑な燃

料供給を図ることが、防災対策として重要と考えられることや、地方公共団体の防災部局が危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者となる場合もあることから、本通知に留意し、必要に応じて実施計画を策定していただきますようお願いいたします。

また、都道府県消防防災主管部局におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：三浦課長補佐、中嶋係長、森事務官

TEL 03-5253-7524 / FAX 03-5253-7534

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続きに係るガイドライン

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書きにおいて、所轄消防長等の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。

本ガイドラインは、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に策定するものである。

第1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするに当たっては、管轄地域において震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じて講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めることが必要である。

東日本大震災においても臨時的に行われた危険物の貯蔵・取扱い形態のほとんどが第4類の危険物に係る貯蔵・取扱いであったことを踏まえ、消防機関等は、次に示す安全対策を参考に震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を行うことが想定される者に対して講ずべき安全対策等を指導すること。

1 共通対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

危険物を取り扱う場合は、可能な限り屋外で行うこと。

また、屋内で危険物を取り扱う場合にあっては、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保

危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例により保

有空地を確保すること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。

保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 標識等の設置

危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場所では、見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行なうこと。

(4) 流出防止対策

流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定するとともに、危険物の貯蔵・取扱いに伴い大量の危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム本体、詰め替え容器)だけでなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。また、静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング(導体同士を電線で接続すること)を確保すること。さらに、絶縁性素材の用具は極力使用しないこと(遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること)

また、危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。さらに、作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える(充填の初期最大流速は1 m/s)とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

(7) 消火設備の設置

取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

(8) 取扱い場所の管理

危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに、作業に関係がない者の立入りを厳に禁ずること。

(9) 危険物取扱者の立会い等

危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。

危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。

(10) 二次災害の発生防止

余震発生、避難勧告発令時等における対応について予め定めておくこと。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

(1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

1 に示した危険物の仮貯蔵・仮取扱いに際して共通して講ずべき対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおりである。

(1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。

また、ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取り扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎む必要があること。

ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能なかぎり屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。

燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所

の危険物量は可能な限り少なくすること。

なお、ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜取り

変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置することが必要であること。

また、危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第 27 条第 6 項第 4 号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

- ・ 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。
- ・ 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- ・ 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が 1,000 リットル未満で、引火点が 40 度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入を行うことができる。
- ・ ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。
- ・ 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

なお、船舶から移動タンク貯蔵所や陸上の施設等に燃料を供給する場合もこれに準ずるが、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対

応についても予め決めておくことが必要であること。

また、震災等により広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引火点が-40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大 30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- ・ 給油時のもれ・あふれ等による流出事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時のもれ・あふれ等を防止している。）
- ・ 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）
- ・ 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されている。さらに、震災時には、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）
- ・ 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時には、周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

第2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項

震災時等において被災地では、交通手段や通信手段が十分に確保できないことに加え、消防機関側の人員の確保が困難となる等により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きが遅れる可能性がある。

消防機関等は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きを円滑に実施するため、次の事項について検討しておくこと。

(1) 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画

震災時等において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を迅速に行うためには、事業者、官公庁等の危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者と消防機関との間で、事前に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いに応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に協議し合意しておくことが重要である（別添「仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）参照」）

（２）電話による承認

発災直後等により、消防機関へ危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を直接行ういとまがない場合や交通手段の確保が困難である場合については、電話等の通信手段により消防機関へ申請することが考えられる。この場合は原則として事前に計画されたものに限定すべきであるが、ある程度定型的なものであれば、消防機関側である程度定型化された安全対策を指導することで対応することも考えられる。なお、この場合、事後的であっても現場確認を行うことが基本である。

（３）通信手段等の確保が困難な場合の手続き

発災直後の被災地においては、通信手段や交通手段の確保が難しく、消防機関への危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請手続きが遅れる場合がある。また、震災時等は平時より出火危険性、着火危険性、延焼拡大危険性が高くなり、平時にも増して安全対策の確保が重要になることが多い。

このような状況を念頭に置き、実態として緊急避難的な危険物の貯蔵・取扱いが行われている場合は、消防機関は覚知後、速やかに安全確認を行い、必要に応じた確かな防火指導等を行うとともに、安全が確保されると認める場合にあっては危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を行うことが望ましい。

（４）繰り返し承認

平常時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの制度の趣旨から抑制的に扱われるべきものであるが、震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となる場合がある。

このような状況においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を繰返すことにより対応することが考えられるが、その場合の留意事項は以

下のおりである。

- ・ 1回の承認の期間は法令上、10日以内となること。
- ・ 安全確保のため、消防機関による定期的な現場確認を行うこと。また、そのような機会を捉えて安全対策の徹底を図ること。
- ・ 繰り返し承認は無制限に認めるのではなく、必要な期間に留めること。

第3 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、前述の第1、第2を参考とするとともに、次の事項に留意すること。

1 危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としない臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等、必ずしも消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を必要としないものもある。この場合、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、事業所における2に掲げる事前の対応が必要である。

ただし、危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が全く異なる設備等の利用等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は法令による変更許可が必要になることに留意されたい。

2 事前の対応

予め想定される震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、具体的にその内容を計画し、許可内容との整合を図っておく必要がある。

(1) 許可内容への内包

代替手段として用いる設備等についても、消防法第11条第1項により許可する内容に含めておくこと。

(2) 予防規程への記載等

発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。

また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っ

ておくこと。

(3) 緊急時対応用資機材の用意

その他、必要に応じて緊急用可搬式ポンプ、非常用発電機等の緊急時対応用の資機材を予め用意すること。

3 発災後の対応

発災後、事業者が2により予め取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合は、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応する必要がある。なお、施設区分に応じた留意事項については今年度「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」において検討中であり、この結果を踏まえ追って通知する予定である。

(1) 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

(2) 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判断すること。

(3) 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

(4) 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合は、速やかに危険物の当該貯蔵・取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵・取扱いに移行すること。

第4 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いについて

震災時等に危険物を臨時的に貯蔵し、又は取り扱う場合であっても、当該数量が指定数量未満となる場合にあつては、消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認の手続きは要しぬものであること。もっとも、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱いに伴い火災等事故が発生し、二次災害が発生することを予防することは、重要であることから、防火指導に当たっては必要に応じて本ガイドラインを参考にしつつ適切に指導されたい。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等について

災害による損害が著しいなど特に必要性が高いときには、関係地方公共団体における地方税、使用料、手数料等に係る期限の延長、徴収猶予及び減免の措置状況等を踏まえて、危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の徴収猶予又は減免の措置のために必要な条例の制定等を積極的に検討されたい。

ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援 車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプ等を用いて金属携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約360㎡（15m×24m）

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第1石油類（ガソリン）3, 000リットル

6 指定数量の倍数

1.5倍

7 貯蔵及び取扱い方法

- (1) 200リットルの金属製容器（ドラム缶）にて貯蔵する。
- (2) 保有空地を6m確保する。
- (3) 貯蔵場所と詰め替え場所に6mの離隔をとる。
- (4) 高温になることを避けるため通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
また、取扱場所において、危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第五種消火設備 10 型粉末消火器 3本を設置する。
- (6) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

危険物貯蔵・仮取扱い、品名・数量・倍数、防火標識

8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプのアースを確保する。
- (2) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取り扱う者は、静電安全靴を着用する。

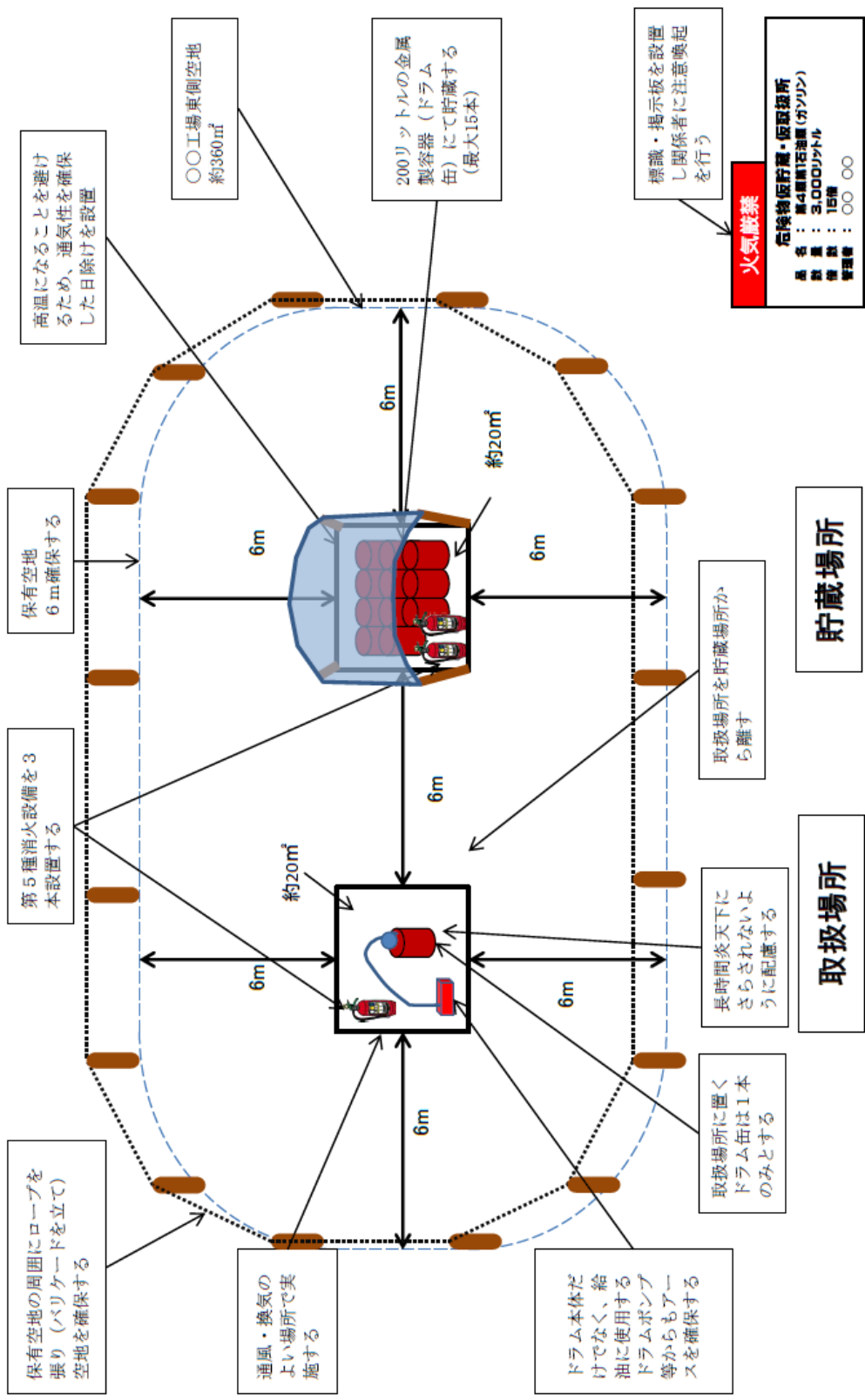
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

金属携行缶による給油は、この場所以外で行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い)



危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等によって被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場北側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約120 m² (12m×10m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第3石油類（絶縁油）10,000リットル

6 指定数量の倍数

5倍

7 貯蔵及び取扱方法

(1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内に再度注油する。

(2) 保有空地を3m確保する。

(3) 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。

(4) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

「危険物貯蔵・仮取扱い、品名・数量・倍数、防火厳禁」

8 安全対策

(1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。

(2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として、オイルパンを設置する。

(3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。

(4) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

(1) 保有空地の周囲にバリケードを立て空地を確保する。

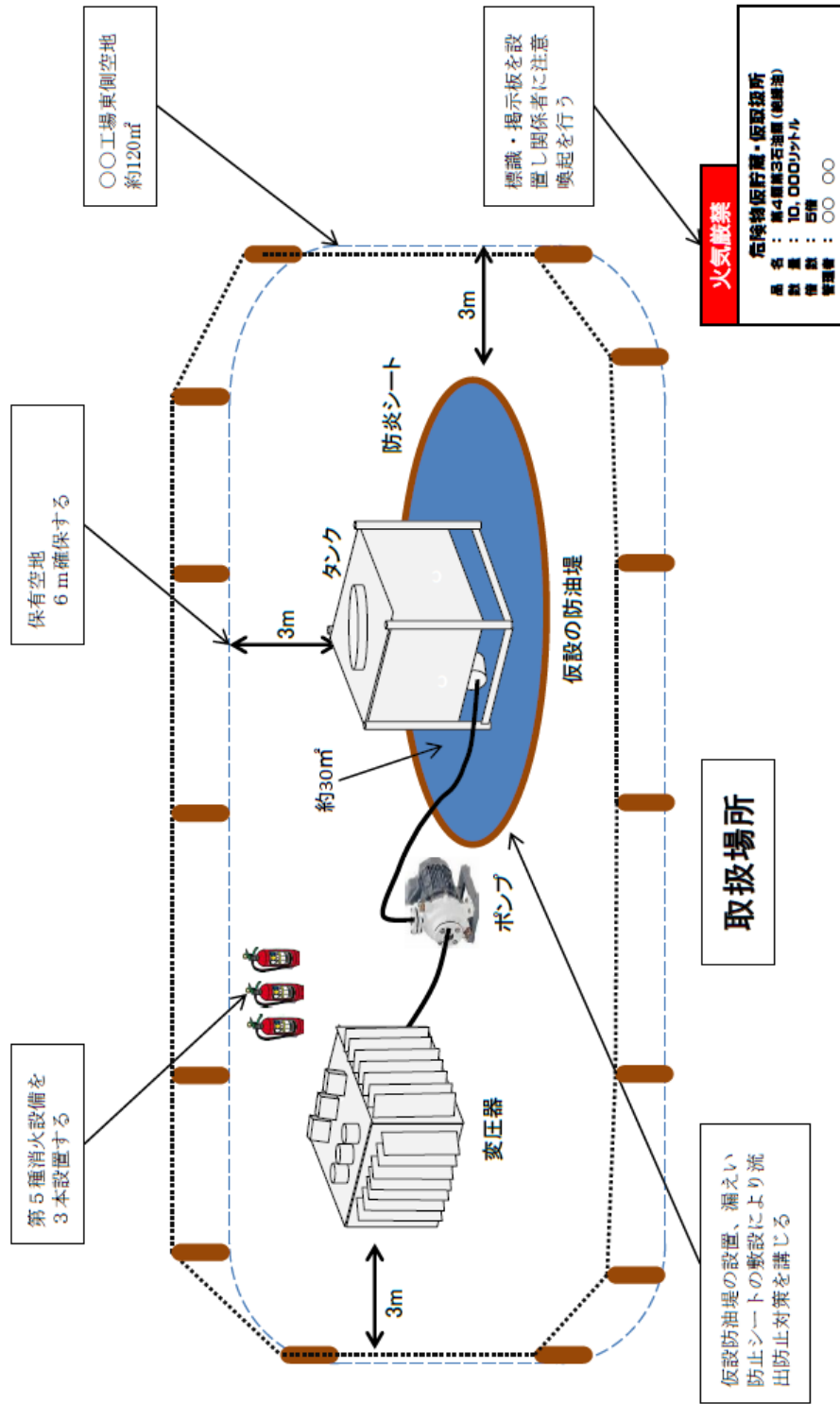
(2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の延べ数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(危険物を収納する設備等から危険物の抜き取りの安全対策の例)



移動タンク貯蔵所等による軽油の給油・注油等

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（例）

1 目的

震災等により被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約2,000 m²

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類、品名、数量

第4類第2石油類（軽油）1日最大20,000リットル

6 指定数量の倍数

20倍

7 貯蔵及び取扱方法

(1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰替を行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）

(2) 保有空地を6m確保する。

(3) 高温になることを避けるため、必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。

(4) 第五種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。

(5) 標識・掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。

危険物貯蔵・仮取扱い所、品名・数量・倍数、火気厳禁

8 安全対策

(1) ドラム本体のアースを確保する。

(2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。

(3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

(1) 保有空地の周囲にバリケードを立て、空地を確保する。

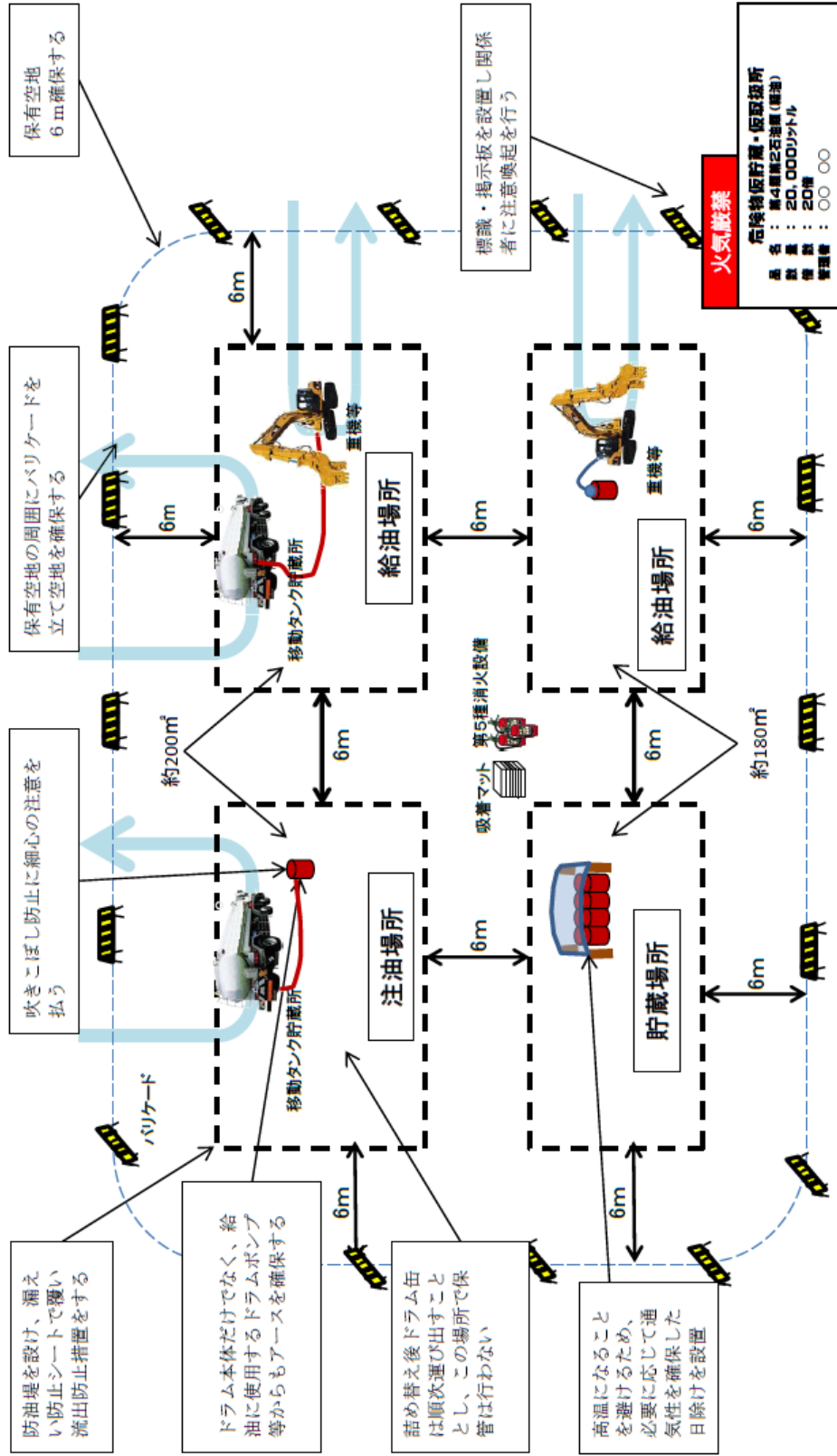
(2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。

(3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（移動タンク貯蔵所等による軽油の給油及び注油等の安全対策の例）



震災時等における被災地でのガソリン等の 運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

【ガソリン等の火災危険性を踏まえた貯蔵・取扱時の留意事項】

《ガソリンの特性》

- ・ 引火点は -40°C 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ ガソリン蒸気は空気より約3～4倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 電気の不良導体であるため、流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いしないでください。
ガソリンを取り扱っている場所から1m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。
- ・ 静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど静電気の蓄積を防ぐ必要があるほか、移し替えは流動時の静電気の蓄積を防ぐため、ガソリンに適用した配管で行う必要があります。
- ・ ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所としてください。
特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。
- ・ 取扱いの際には、開口前のエア抜き等操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう細心の注意を払ってください。
万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立ち入りの制限等が必要です。必要に応じて消火器を準備しておきましょう。また、衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで可能であれば大量の水と石けんで洗い流しましょう。
- ・ ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《灯油・軽油の特性》

- ・ 引火点は40℃～45℃程度であり、引火しやすい。
- ・ 灯油や軽油の蒸気は空気より約4～5倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・ 流動等の際に静電気を発生しやすい。



- ・ **灯油や軽油を取り扱っている周辺で火気や火花を発する機械器具等を用いないでください。**

灯油や軽油から発生する可燃性蒸気の量はガソリンより少ないため、ガソリンと比べれば火災危険性は低いものの灯油や軽油の近くに火気等があれば火災に至る危険性があることには変わりなく、灯油や軽油を取り扱う場合は、ガソリンと同様に細心の注意を払う必要があります。

- ・ **常温において、灯油用のポリエチレンタンクや樹脂製の灯油用給油ポンプの使用は問題ありませんが、液温が高くなる（40℃以上）環境下で用いる場合は、灯油や軽油に蓄積された静電気で火災に至る危険性があることに留意する必要があります。**

ガソリンほどではありませんが、灯油や軽油も流動等の際に静電気を発生しやすい性質があります。また、灯油や軽油も蒸気と空気の混合率が一定範囲内（1.0vol%

～6.0vol%と広範囲）で燃えます。

- ・ **灯油や軽油の容器から灯油や軽油の蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、灯油や軽油の貯蔵や取扱いを行う場所は通風、換気を良くしましょう。**

【自動車のガソリン等を抜き取って使用することは危険です】

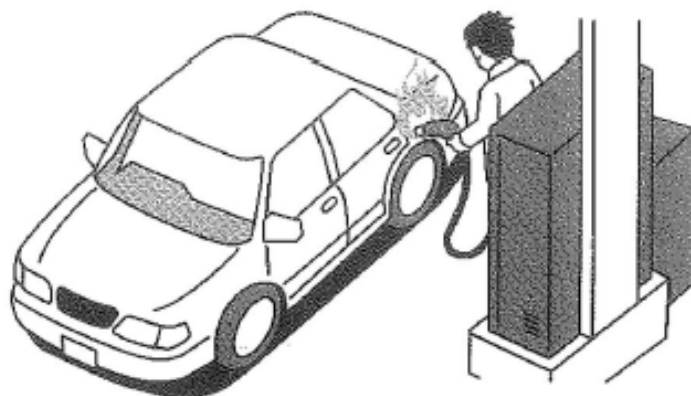
ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、ガソリンスタンドにおいても静電気による火災が発生する事例が発生しています。

上の図は自動車に給油しようとした際に人体に帯電した静電気により火災が発生した事例であり、下の図はオイルチェンジャーを用いて自動車のガソリンを抜いていたところ火災に至った事例です。

被災地において、仮に樹脂製の灯油用給油ポンプを用いて自動車からガソリンを抜き取った場合、ガソリン自身が帯電してしまい、火災に至る危険性はオイルチェンジャー以上に高く、非常に危険です。二次災害を防止する観点からも、控えてください。

事故概要

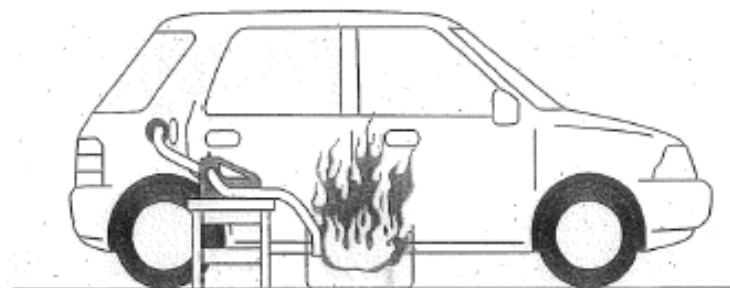
セルフ給油取扱所で顧客が車両にガソリンを給油中に車両の給油口付近から出火したもの。炎が上がり、慌てて給油ノズルを給油口から抜き取ったためこぼれたガソリンと車両ボディー若干を焼損したもの。



事故概要

ハイオク仕様の普通乗用車にレギュラーガソリン53ℓを誤給油してしまった。そこでオイルチェンジャーを使用してレギュラーガソリンを金属製の20ℓ容器に移し替えていたところ、ガソリンに引火した。

なお、粉末消火器を使用して消火作業に従事した従業員1名が左下腿と左手背部に熱傷を負った。



【ガソリン等の燃料を容器で運搬する場合等の留意事項】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生することから、金属製の容器（ガソリン携行缶やドラム缶等）で運搬する必要がありますが、ガソリン等を容器で運搬する場合には消防法令上、危険物取扱者が乗車することまでは求められていません（もちろん、防火上の観点から危険物取扱者が乗車されることは望ましいことではあります）。

また、ガソリン等を車両で運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。ただし、乗用車（乗用の車室内に貨物を積むものを含む）によりガソリン等を運搬する場合は、22リットル以下の金属製の容器とする必要があります。

さらに、運搬中に危険物が落下・転倒することがないように積載すること、3メートル以上積み重ねて運ばないこと等の防火上の対策は講じていただく必要があります。

なお、大量のガソリン等（ガソリンの場合は200リットル以上、灯油又は軽油の場合は1,000リットル以上）を運搬する場合は事故時の火災危険性が高いことから、消火器を設置するとともに、周囲に大量の危険物を運搬していることが容易にわかるように「危」と記した標識を掲げる必要があります。

当該車両が大量の危険物を運搬していることを周囲に周知し注意喚起するという制度趣旨を達成するものであれば、簡易な標識でも可能です。

一方、タンクローリーでガソリン等を大量に移送（運搬）する場合、一度事故が発生すると火災に至る危険性が高く、また、火災時には周辺施設も含めて大きな被害が発生する危険性があることから、指定数量以上の危険物を移送するタンクローリーには危険物取扱者が乗車していただく必要があります。

この場合の危険物取扱者とは、甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者（4類）又は丙種危険物取扱者を指しますが、毎年約14万人の方がタンクローリーで移送（運搬）する際に必要とされる有資格者となっています。

前述の火災危険性をご理解いただき、有資格者が乗車したタンクローリーで安全に大量のガソリン等を運んでいただければ幸いです。

なお、タンクローリーの運転者自身が危険物取扱者である場合は、必ずしも別に危険物取扱者を乗車させる必要はありません。

【石油ストーブ等の灯油がなくなってもガソリンを使用することは危険です】

ガソリンの引火点は -40°C 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。一方、灯油の引火点は 40°C 程度であり、火災危険性は高いもののガソリンほどではありません。

石油ストーブや石油ファンヒーター等は、あくまでも灯油を燃料として用いることを前提に作られているため、仮に灯油がなくなった場合でも、灯油の代わりにガソリンを給油すると火災が発生する危険性が非常に高く、しかも、石油ストーブ等は建物内で用いる場合が大半であることから、建物火災に発展する危険性が高いので、絶対に行わないようにしてください。

消防予第422号
令和2年12月28日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット
における消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について(通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考と
してください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防
の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知していただきますよ
うお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言と
して発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
電話:03-5253-7523
FAX:03-5253-7533

(用語の定義)

「令」……………消防法施行令(昭和36年政令第37号)

「規則」……………消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

「連動型住宅用防災警報器」…住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る
技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11
号)第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警
報器

問1 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット(天井及び壁により囲われた仮設の室で、医療機器を備え、臨時的に感染症患者を診察し、又は集中的な治療若しくは看護を行うための病室として利用するものをいう。以下「医療用仮設ユニット」という。)については、規則第13条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱ってよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 医療用仮設ユニットの天井及び壁にダンボールやアクリル板が使用されている場合であっても、緊急の状況であることを考慮し、当該ダンボールやアクリル板が防炎性能又は難燃性能を有するものについては、前問1と同様に取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

問3 令第11条第2項の規定を適用し、屋内消火栓設備を設置していない防火対物において、前問2の医療用仮設ユニットを設け、屋内消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、引き続き、屋内消火栓設備を設置しないこととしてよいか。

(答)

差し支えない。

問4 自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、感知器の設置を免除してもよいか。

- (1) 当該ユニットの使用時以外においては、医療機器その他の電源が遮断できるものであること。
- (2) ナースステーションその他看護師等の常駐場所(以下「ナースステーション等」という。)から直ちに駆け付け可能な位置に設けられていること(使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。)
- (3) 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること(使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。)
- (4) 当該ユニットの内部及び外部直近にそれぞれ煙を感知する連動型住宅用防災警報器が設置され、火災を感知した場合は、相互に連動して、ナースステーション等で火災の覚知ができるよう措置されていること。
- (5) 当該仮設ユニットの直近に消火器が付加設置されていること。

(答)

差し支えない。

問5 医療用仮設ユニットを複数設ける場合、前問4(5)の消火器は、各ユニットの出入口から歩行距離10メートル以内にあるものについては、複数のユニットを兼用して付加設置するものとしてよいか。

(答)

差し支えない。

問6 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、次に掲げる(1)又は(2)の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよいか。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること。

イ ナースステーション等から当該ユニット内の患者等に対し、火災が発生した旨を知らせることができる通話装置(当該ユニットがナースステーション等から直ちに駆け付け可能な位置以外の位置にあるときは、当該ユニット側において通話開始のための操作を要しないものに限る。)が設置されていること。

(2) 当該ユニット内における音圧が65デシベル以上となることが試験データ等により確認できること。

(答)

差し支えない。

問7 連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物の地階に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、前問4(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条を適用し、散水ヘッドの設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

問8 屋外に医療用仮設ユニットを設け、令第19条第2項の規定が適用されることにより、屋外消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、前問4(1)及び(5)の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、屋外消火栓設備の設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

問9 医療用仮設ユニット内に誘導灯の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に誘導標識が設置されているものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、誘導灯の設置を免除してもよいか。

- (1) 当該ユニットを防火対象物内に設ける場合にあつては、当該ユニット内における規則第28条の3第3項第1号ハに掲げる出入口
- (2) 当該ユニットを屋外に設ける場合にあつては、当該ユニット内から直接屋外へ通ずる出入口

(答)

差し支えない。